

令和7年度

自主防災組織

補助金マニュアル



さいたま市

さいたま市自主防災組織連絡協議会

重 要

令和7年度 さいたま市自主防災組織補助金マニュアル 重要事項

地区防災計画の策定について

令和6年度より地区防災計画未策定組織に対する経過措置期間が終了したため、地区防災計画未策定の組織の訓練補助金上限額が従前の3万円から2万円になりました。

地区防災計画未策定の組織におきましては、地区防災計画の策定を進めていただければ幸いです。

また、参考に2頁に地区防災計画についてのチラシを載せております。

併せて、さいたま市HPにも「地区防災計画の策定の手引き」を載せておりますので計画策定の際に御活用ください。

追加補助対象資機材等（●…新規追加、◆…既存補助対象の変更）

●88 電子スピーカー

●98 防災倉庫内棚

扉や背板のない棚を防災倉庫内に設置する場合に限り対象とする。

◆18 台車

種類名を「平台車」から「台車」に変更。手すり付きのものも対象とする。

◆72 コンロ

小型カセットコンロについて風除けがあり耐荷重量15kg以上のものに限り対象とする。

みんなで「地区防災計画」を作ろう！

さいたま市では、平成27年3月に「さいたま市地域防災計画」の見直しを行い、自主防災組織による「地区防災計画」の策定を推進しております。

地区防災計画策定の目的

- ・地震や風水害に備え、日ごろから防災活動を進めるために策定します。
- ・災害時に地域住民がお互いに助け合い、行動するため、また、避難所運営委員会との連携により、地域住民・マンション住民と行政が連携して行動できるように地域で計画を策定します。
- ・マイ・タイムラインを活用した避難方法などの計画を策定します。

地区防災計画の策定主体

- ・策定主体は自主防災組織です。計画策定にあたっては、高齢者・女性・子供の組織等の団体、消防団、防災アドバイザー等の専門家、地域活動に関わるメンバーの意見を踏まえ、協議により策定します。

計画づくりの進め方

※進め方は一例です。

STEP-1 進め方を決めよう

計画の内容やスケジュールの作成
防災カルテなどを参考に意見交換

STEP-2 地区を知ろう

白図や住宅地図を使って現地へ
危険箇所や災害履歴、防災施設を把握

STEP-3 災害を想定してみる

災害時の活動体制を考えてみる
地震の時は誰が、どこで、何を・・・
課題がいっぱいある

STEP-4 災害に備えよう

災害時の役割や備蓄の確認
課題に対する減災対策を協議
防災訓練の内容を検討しよう

STEP-5 訓練しよう

検討した内容や体制で活動できるか検証してみる
安否確認や情報連絡の確認体制は整っているか

STEP-6 まとめ

計画書を作成しよう
訓練の結果を反映し、活動内容などをまとめておく



各区の防災アドバイザーが無料で策定をお手伝いします。
防災アドバイザーの派遣依頼は、各区役所総務課へお問い合わせください。

各区総務課	TEL
西区	6 2 0 - 2 6 1 3
北区	6 6 9 - 6 0 1 3
大宮区	6 4 6 - 3 0 1 3
見沼区	6 8 1 - 6 0 1 3
中央区	8 4 0 - 6 0 1 3
桜区	8 5 6 - 6 1 2 3
浦和区	8 2 9 - 6 0 1 5
南区	8 4 4 - 7 1 2 3
緑区	7 1 2 - 1 1 2 3
岩槻区	7 9 0 - 0 1 1 5
防災課	8 2 9 - 1 1 2 6

《 目 次 》

第1編 補助金申請の日程

1. 補助金交付申請手続き日程一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

第2編 補助金交付の手引き（申請～交付・完了）

1. 提出・添付書類一覧（チェックシート）・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8～9
2. 自主防災組織運営補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10～12
自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書【記入例】・・・・・・・・ P. 13～14
補助事業計画書【記入例】・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
補助事業収入支出予算書【記入例】・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書【記入例】・・・・・・・・ P. 17
自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書【記入例】・・・・・・・・ P. 18
3. 自主防災組織防災訓練補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20～22
防災訓練実施書【見本】・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 23
自主防災組織防災訓練補助金交付申請書【記入例】・・・・・・・・ P. 24
4. 自主防災組織育成補助金（資機材補助事業・井戸の水質検査事業）・・・・・・・・ P. 26～32
資機材補助事業（補助対象種類一覧）・・・・・・・・ P. 33～41
身近な地域の防災拠点・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 42～43
井戸の水質検査事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 44～45
自主防災組織育成補助金交付申請書【記入例】・・・・・・・・ P. 46
申請時に添付する書類の例・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 47～52
自主防災組織育成補助金変更申請書【記入例】・・・・・・・・ P. 53
自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書【記入例】・・・・・・・・ P. 54
事業が完了した後に提出する申請書類等【記入例】・・・・・・・・ P. 56～65

第3編 自主防災組織に必要な届出の手引き

1. 自主防災組織変更届出書【記入例】・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 68
2. 自主防災組織解散届出書【記入例】・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 69

第4編 自主防災組織連絡協議会関係

1. 会費納入手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 72～74
2. さいたま市自主防災組織連絡協議会規約・・・・・・・・ P. 75～77
3. さいたま市自主防災組織連絡協議会 個人情報取扱基準・・・・・・・・ P. 78～79

第5編 要綱・規則

1. さいたま市自主防災組織補助金交付要綱・・・・・・・・ P. 82～94
2. さいたま市補助金等交付規則・・・・・・・・ P. 95～100

補助金申請の日程

1. 補助金交付申請手続き日程一覧

1 補助金交付申請手続き日程一覧

本年度の補助金交付申請の受付期間、受付場所などについては、以下のとおりです。

(1) 受付期間 6月2日(月)から6月30日(月)まで(土、日を除く)

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

区・課	住 所	連 絡 先
西区役所 総務課	〒331-8587 西区西大宮3丁目4番地2	620-2613
北区役所 総務課	〒331-8586 北区宮原町1丁目852番地1	669-6013
大宮区役所 総務課	〒330-8501 大宮区吉敷町1丁目124番地1	646-3013
見沼区役所 総務課	〒337-8586 見沼区堀崎町12番地36	681-6013
中央区役所 総務課	〒338-8686 中央区下落合5丁目7番10号	840-6013
桜区役所 総務課	〒338-8586 桜区道場4丁目3番1号	856-6123
浦和区役所 総務課	〒330-9586 浦和区常盤6丁目4番4号	829-6015
南区役所 総務課	〒336-8586 南区別所7丁目20番1号	844-7123
緑区役所 総務課	〒336-8587 緑区大字中尾975番地1	712-1123
岩槻区役所 総務課	〒339-8585 岩槻区本町3丁目2番5号	790-0115

※各種書類の提出について、郵送提出も可とします。

郵送による提出を行う場合は、提出チェックリストにより提出書類を確認いただいたうえで、提出期限内(消印有効)に区役所総務課へ提出してください。

補助金交付の手引き（申請～交付・完了）

1. 提出・添付書類一覧（チェックシート）
2. 自主防災組織運営補助金
3. 自主防災組織防災訓練補助金
4. 自主防災組織育成補助金
 - ・ 資機材補助事業
 - ・ 井戸の水質検査事業

1 提出・添付書類一覧(チェックシート)

※提出時に☑してください。

提出・添付書類 (★は任意様式)		実 施 前										
		申請期限(6月30日)までに						訓練実施前までに	決定通知書受領後	決定通知書受領後、事業を実施しない場合		事業内容が変更になる場合
		自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書	補助事業計画書	補助事業収入支出予算書	自主防災組織育成補助金交付申請書	★【原本】見積書	★①購入資機材一覧表 ②保管・設置場所位置図 ③所有者一覧表	★振込指定口座の通帳の写し (口座番号・口座名義人(フリガナ)が確認できる箇所)	防災訓練実施書(消防署所に提出)	自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書 (事業完了前に補助金の交付を受ける場合)	自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書	自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書
補助金の種類												
様式番号(号)	6号	7号	8号	14号				25号	10号	18号	16号	
記入例参照ページ	P13,P14	P15	P16	P46	P47	P49,50		P23	P18	P54	P53	
運営補助金		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
防災訓練補助金							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
育成補助金	資機材補助事業	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>							
	井戸の水質検査事業		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市保健所で実施の場合											

※③は対象の資機材のみ提出
34～39頁を参照

※各種様式はホームページにも掲載しています。

さいたま市ホームページ

トップページ >メニュー >暮らし・手続き >安全・防災・消防 >防災 >災害に備える >自主防災組織
>令和7年度自主防災組織に対する各種補助事業の申請様式について

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/004/003/p065439.html>

補助金の種類 (★は任意様式)		実 施 後										
		事業実施後～3月までに ※2月末までの提出にご協力ください										交付確定 通知書 受領後
		自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書(2月末までの提出に努めること)	補助事業実績報告書	補助事業収入支出決算書	自主防災組織防災訓練補助金交付申請書(訓練終了後速やかに提出すること)	★地区防災計画(地区防災計画に基づく訓練の補助金を申請する場合)	★領収書の写し	★【原本】納品内訳書または納品明細書(納品内訳書(63頁)の要件を満たすもの)	★水質検査成績書の写し	★防災井戸指定承諾書 ★防災対策用指定井戸設置場所位置図	防災対策用指定井戸届出書	★資機材写真(名入れの部分が写っているもの)
様式番号		20号	21号	22号	12号				4号	5号		24号
記入例参照ページ		P56	P57	P58	P24				P60, 61	P62	P64	P17, 59
運営補助金		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>
防災訓練補助金					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
育成補助金	資機材補助事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
	井戸の水質検査事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	市保健所で実施の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

2 自主防災組織運営補助金

<概要>

自主防災組織運営補助金とは、自主防災組織の運営に要する経費に対し、当該年度1回交付する補助金です。

<交付方法>

運営補助金の交付方法は、原則事業完了後に交付する「精算払」とします。

なお、自主防災組織の運営のため、特に必要がある場合は、事業完了前に交付する「概算払」とすることができます。「概算払」により交付を受ける場合は、申請書提出時にその理由を付して請求してください。

・精算払

事業完了後、事業完了報告書を提出し、補助金確定通知を受領後、請求書を提出することにより、補助金が指定口座へ振り込まれます。

・概算払

交付決定後、請求書を提出することにより、事業実施前に補助金が指定口座へ振り込まれます。

<補助内容>

次に定める組織割の額及び世帯割の額を合算した額（1円未満は切捨て）

（1）組織割：一律 20,000円

（2）世帯割：自治会世帯数×10円（当該年度4月1日現在）

<申請手続きの流れ>

時期	自主防災組織		各区役所総務課
6月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書」(様式第6号) ・「補助事業計画書」(様式第7号) ・「補助事業収入支出予算書」(様式第8号) ・振込指定口座の通帳の写し を提出 	⇒	受理(内容の審査)
8月中旬～9月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金決定通知書」(様式第9号)を受領 	←	交付の可否を、申請者に送付
決定通知書受領後	【概算払を選択の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書」(様式第25号)を提出 	⇒	受理
請求書提出後	【概算払を選択の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・指定した口座の入金確認 	←	指定口座に対して、運営補助金を交付
事業完了後2月末まで(遅くとも3月末まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書」(様式第20号) ・補助事業実績報告書(様式第21号) ・補助事業収入支出決算書(様式第22号) 	⇒	受理
	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金交付確定通知書」(様式第23号)を受領 	←	補助金確定額を送付
	【精算払を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書」(様式第24号)を提出 	⇒	受理
	指定した口座の入金確認	←	指定口座に対して、運営補助金を交付

<注意事項>

- (1) 年度途中で組織を結成した場合の運営補助金について
 当該年度中に結成の届出があった組織については、結成日の属する月から3月までの月割額(1円未満は切捨て)の運営補助金を交付できます。
結成日が7月1日以後の場合は運営補助金を交付しません。
- (2) 年度途中で組織を解散した場合の運営補助金について
 当該年度内に解散となった組織については、解散した日の属する月から3月までの月割額の運営補助金は交付しません。既に交付していた場合は、

返還していただきます。

なお、解散日が1月1日以後の場合は、上記にかかわらず、運営補助金は返還対象外となります。

(3) 運営補助金の交付を受ける方法について

運営補助金の交付を受ける方法は、原則「精算払」によるものとしますが、概算払により交付を受ける場合においては、請求書提出時にその理由を付して請求してください。

(4) 完了報告書の提出時期について

完了報告書の提出は、事業が完了した日から3月末日までの期間に行うものとしておりますが、2月末日までの提出に努めていただくようお願いいたします。

(5) 事業の廃止について

運営補助金の申請をし、交付決定通知は受けたものの、事業の全てを廃止する（当該年度は事業を行わない）こととした場合は、「自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書」（様式第10号）を提出してください。

この場合、運営補助金は交付しません。既に交付していた場合は返還していただきます。

(6) 暴力団排除条例に基づく誓約・同意について

さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条に規定する暴力団や自主防災組織の役員（代表者、理事、監事等）に暴力団員に該当する者がある場合には、補助金を交付しません。

これらに該当しないことの誓約・同意欄に、チェック、代表者の署名（自署）をお願いいたします。

<記入上の注意点>

世帯数は、各区役所コミュニティ課へ報告済の4月1日現在における数を記入すること

記 入 例

様式第6号（第7条、第11条、第14条関係）

（表）

自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書

令和7年●月●日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名

●◆自主防災会

氏 名

埼玉 次郎

代表者（会長）住 所

●区●●1-1-1

電話番号

*** (***) ****

1 運営補助金交付申請

次のとおり、令和7年度自主防災組織運営補助金の交付申請をします。

1 補助内容及び積算の基礎	{20,000円+10円×(200)世帯数}× (12)月/12月=	① (22,000)円
2 補助金交付申請額	①の額の1円未満を切り捨てて記入	②(22,000)円
3 交付を受ける方法	概算払（事業完了前に振込み） ・ 精算払（事業完了後に振込み） ※ 交付の方法を○で囲んでください。 ただし、特段の理由がない限り、原則は精算払いによるものとします。	

自主防災組織の各種補助金を下記の口座へ振り込んでください。

フリガナ	マルシカ ジンポウカイ カンゴウ サイトジロウ		
口座名義人	●◆自主防災会 会長 埼玉 次郎		
種目	1 普通	2 当座	口座番号
×××××××			

備考 通帳のコピー（口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されている部分）を必ず添付してください。

2 防災訓練計画等届出

<名簿の活用について>

避難行動要支援者名簿の保管場所を確認する訓練も補助の対象になります

予定	① あり	防災訓練（10,000円）
	② あり	避難行動要支援者名簿の活用（10,000円）
	③ あり	地区防災計画に基づくもの（10,000円）
	④ なし	
2 防災訓練実施計画	実施予定日令和●年××月（○○日）	

備考

1 防災訓練補助金交付申請の予定があり、

(1)「自主防災組織が参加した避難所運営訓練」、「市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練」又は「自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練若しくはこれらを組み合わせた訓練」を実施する場合には①に○を記入してください。

(2)「自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用した訓練」を実施する場合には②に○を記入してください。

(3)「自主防災組織が企画した訓練であって、地区防災計画に基づく訓練」を実施する場合には③に○を記入してください。

(4) 訓練を実施しない場合には④に○を記入してください。

2 ①、②及び③の○の記入は重複を可としており、申請上限額は30,000円です。

3 この届出が無い場合、防災訓練を実施した場合であっても補助金を交付できません。

<記入上の注意点>

防災訓練補助金の申請予定がある場合は、忘れずに記入すること

裏面もあります

記入例

(裏)

自主防災組織名 ●◆自主防災会

3 育成補助金届出

育成補助金交付申請予定	(1) あり	(2) なし
-------------	---------------	--------

備考

- 1 育成補助金交付申請の予定がある場合には(1)に、ない場合には(2)に○を記入してください。
- 2 この届出が無い場合、資機材購入事業及び水質検査事業を実施した場合であっても補助金を交付できませんので、御注意ください。

4 さいたま市暴力団排除条例に基づく誓約及び同意欄

(チェック)

- 暴力団員ではありません。
- 暴力団の利益になる団体ではありません。
- さいたま市自主防災組織補助金交付要綱第5条第2項各号のいずれかに該当するかどうかを警察に照会するため、役員名簿（役員の氏名、性別及び生年月日の一覧表）の提出を求められたときは、役員全員の同意を得た上で、速やかに名簿を提出します。
- さいたま市自主防災組織補助金交付要綱第5条第2項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消し等の一切の措置を受けることについて、異議ありません。

<記入上の注意点>
育成補助金の申請予定がある場合は、
忘れずに記入すること

自主防災組織名 ●◆自主防災会

代表者署名（自署） **会長 埼玉 次郎**

<記入上の注意点>
内容を確認のうえ、
忘れずにチェックすること

<記入上の注意点>
代表者本人が
署名してください

記入例

様式第7号（第7条、第14条関係）

補助事業計画書

自主防災組織名 **●◆自主防災会**

1 運営補助事業

実施（予定）年月	事業内容
令和●●年 5月	自主防災組織会議・総会
令和●●年 9月	その他の活動（ 防災訓練 ）

2 育成補助事業

当該年度中の日付で記載すること

(1) 資機材補助事業

事業予定 有 ・ 無 ④ の場合 実施予定 10 月

* 倉庫の購入計画がある場合

倉庫の床面積	3.8 m ²	建築確認申請	<input checked="" type="radio"/> 済 ・ 無
--------	---------------------------	--------	--

(2) 井戸の水質検査事業

事業予定 有 ・ 無 ④ の場合 実施予定 10 月

1枚に書ききれない場合は、用紙をコピーし提出すること

予定箇所 3 箇所

予定箇所（水質検査に当たっては、事前に所有者の内諾を得てください。）

井戸の所有者	防災対策用指定 井戸届出の 有 無	前年度水質検査結果 (届出有の場合のみ記入)	検査実施予定機関	備 考
埼玉 次郎	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 不適	<input checked="" type="radio"/> 保健所・そ	←届出井戸の例
桜 花子	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	適合 ・ 不適	<input checked="" type="radio"/> 保健所・そ	←新規実施の例
北野 健	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	適合 ・ <input checked="" type="radio"/> 不適	<input checked="" type="radio"/> 保健所・そ	←前年不適合の例
	有 ・ 無	適合 ・ 不適	保健所・その他	
	有 ・ 無	適合 ・ 不適	保健所・その他	

備考

- 1 水質検査を保健所以外（その他に○をつけた場合）で実施する場合には、申請書に「見積書の原本」を必ず添付してください。
- 2 防災対策用指定井戸については、年1回以上の水質検査を継続して実施してください。（市からの水質検査に係る補助金は、1箇所当たり年度1回限りです。）

記 入 例

様式第 8 号 (第 7 条、第 1 4 条関係)

補助事業収入支出予算書

自主防災組織名 **●◆自主防災会**

1 収 入

項 目	金 額	摘 要
運営補助金 (申請額)	22,000 円	←運営補助金交付申請額を記入
自主防災組織負担金	19,070 円	← (A) + (B) - (a)
育成補助金 (申請額)	62,200 円	← (a) 育成補助金交付申請額
合 計	103,270 円	←

2 支 出

資機材の購入費用 (A) 及び井戸の水質検査費用 (B) の合計額から育成補助金 (交付申請額) (a) を引いた実際の自主防災組織の負担額を記入

同 額

項 目	金 額	摘 要
自主防災組織運営費用	22,000 円	←運営補助金交付申請額を記入
資機材の購入費用	63,000 円	← (A) 見積書の合計額を記入
井戸の水質検査費用	18,270 円	← (B) 見積書の合計額を記入
合 計	103,270 円	←

運営補助金、資機材の購入費用 (A) 及び井戸の水質検査費用 (B) の合計額を記入

【精算払を選択した場合】

記入例

様式第24号(第19条、第20条関係)

自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書

令和●年●月●日

(宛先) さいたま市長

<記入上の注意点>
運営補助金交付確定通知書受領日以降の日付を記入

<記入上の注意点>
代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません

自主防災組織名 ●◆自主防災会
氏名 埼玉 次郎
代表者(会長)住所 ●区●●1-1
電話番号 *** (***) ****

令和7年度自主防災組織運営補助金又は育成補助金について、精算払により交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1	補助金交付確定額	運営、育成補助金交付確定額の合計を記入	円
	内訳	自主防災組織運営補助金交付確定額	運営補助金決定通知書の交付確定額を記入
		自主防災組織育成補助金交付確定額	育成補助金決定通知書の交付確定額を記入
2	補助金精算払請求額	下記請求額の合計を記入	円
	内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織運営補助金請求額	運営補助金の精算払の請求額を記入
		<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織育成補助金請求額	育成補助金の精算払の請求額を記入
		請求する各補助金の欄を <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) し、請求額内訳を記入の上、合算金額を「2 補助金精算払請求額」欄に記載してください。	
3	振込口座	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第6号 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書に記載している口座情報のとおり	
		<input type="checkbox"/> 以下の指定する口座へ振り込み	()

※さいたま市処理欄

確認日：令和 年 月 日

相手方：

確認者：(職員名)

【概算払を選択した場合】

記入例

様式第25号(第19条、第20条関係)

自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書

令和●年●月●日

(宛先) さいたま市長

<記入上の注意点>

運営補助金交付決定通知書受領日以降の日付を記入

<記入上の注意点>

代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。

押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません

自主防災組織名

●◆自主防災会

氏名 埼玉 次郎

代表者(会長)住所 ●区●●1-1-1

電話番号 *** (***) ****

令和7年度自主防災組織運営補助金又は育成補助金について、概算払により交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1	補助金交付決定額	運営、育成補助金交付決定額の合計を記入 円
内訳	自主防災組織運営補助金交付決定額	運営補助金決定通知書の交付決定額を記入 円
	自主防災組織育成補助金交付決定額	育成補助金決定通知書の交付決定額を記入 円
2	補助金概算払請求額	下記補助額の合計を記入 円
内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織運営補助金概算払請求額	運営補助金の概算払の請求額を記入 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織育成補助金概算払請求額	育成補助金の概算払の請求額を記入 円
	請求する各補助金の欄を <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) し、請求内訳額を記入の上、合算金額を「2 補助金概算払請求額」欄に記載してください。	
3	振込口座	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第6号 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書に記載している口座情報のとおり <input type="checkbox"/> 以下の指定する口座へ振り込み ()
4	概算払とする理由	(記入例) 自主財源が不足しており、事業運営に支障をきたすため

※さいたま市処理欄

確認日: 令和 年 月 日

相手方:

確認者: (職員名)

3 自主防災組織防災訓練補助金

<概要>

自主防災組織防災訓練補助金とは、自主防災組織が次に定める種別に応じた訓練の実施に対し、それぞれ当該年度1回を限度として交付する補助金です。

なお、申請にあたっては、下記補助内容の(1)(2)(3)を合わせて一括で申請してください。

<補助内容>

(1) 次のいずれかに該当する訓練を実施した場合・・・10,000円

- ア 自主防災組織が参加した避難所運営訓練
- イ 市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練
- ウ 自主防災組織が企画し、あらかじめ消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練、若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練

※さいたま市防災展示ホールの見学は対象外です。

(2) 避難行動要支援者名簿を活用した次のいずれかに該当する訓練を実施した場合(ただし、自主防災組織が企画した訓練に限る)・・・10,000円

- ア 自主防災組織役員又は避難支援者等による名簿の保管場所の確認訓練
- イ 一部または全部の避難行動要支援者への訪問または安否確認訓練
- ウ 一部または全部の避難行動要支援者の移送訓練
- エ 一部または全部の避難行動要支援者が参加する避難(誘導)訓練

※避難行動要支援者名簿の該当者がおらず、避難行動要支援者名簿の配付がない組織は、避難行動要支援者がいると想定し、イ、ウ又はエの訓練を行った場合対象とします。

※避難行動要支援者名簿を受領していない場合は、補助金の対象外です。

(3) 地区防災計画に基づく訓練を実施した場合(ただし、自主防災組織が企画した訓練に限る)・・・10,000円

※地区防災計画に基づく訓練を実施する組織は、「自主防災組織防災訓練補助金交付申請書」の提出時に地区防災計画を各区役所総務課へ提出してください。

※令和6年度以降に地区防災計画を提出し、計画の内容に変更がない場合には、提出は不要です。

※ 補助額は(1)(2)(3)を合算し、3万円を上限とします。

＜申請手続きの流れ＞

時期	自主防災組織		各区役所総務課 等
6月30日 日まで	・「自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書」(様式第6号)	⇒	各区役所総務課が受理 (内容の審査)
訓練実施 前までに	・「防災訓練実施書」 ※市・区防災訓練、避難所運営訓練の場合は 提出不要	⇒	所轄の消防署所 が受理
訓練実施後速 やかに	・「自主防災組織防災訓練補助金交付申請書」 (様式第12号) ※〈注意事項〉(4)参照 ・「地区防災計画」(地区防災計画に基づく訓練を実施した場合) ★避難行動要支援者名簿を活用した訓練や地区防災計画に基づく訓練実施の場合の添付書類は22頁を参照	⇒	各区役所総務課が受理 (内容の審査)
	・「自主防災組織防災訓練補助金決定通知書」 (様式第13号)を受領	←	交付の可否を、申請者に送付
	・指定した口座の入金確認	←	指定口座に対して、訓練補助金の交付

＜注意事項＞

(1) 補助金交付対象外の訓練について

講演会や、講習会に対しては訓練補助金を交付しません。

また、消防法にその実施を義務付けられた訓練についても訓練補助金は交付しません。

(2) 様式第6号への記入について

様式第6号 2 防災訓練計画等届出中、「防災訓練補助金交付申請予定」及び「防災訓練実施計画」の欄に、必要事項を記入し提出してください。
記入がない場合、防災訓練を実施した場合であっても補助金は交付しません。

(3) 訓練時の事故に対する補償について

自主防災組織が実施する防災訓練で生じた事故により傷害を受けた場合に対応するため、本市では「防火防災訓練災害補償等共済制度」に加入しております。市・区防災訓練を除く防災訓練を行う場合は、必ず訓練実施前に防災訓練実施書を消防署所へ提出してください。

※万が一事故が発生した場合は、遅滞なく防災課まで御連絡ください。

(4) 交付申請書の提出時期について

交付申請書の提出は、訓練実施後速やかに提出することとしております。運営補助金の完了報告とあわせて報告する場合は、2月末日までの提出に努めていただくようお願いいたします。

- ★避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した場合は、訓練を実施したことが分かる書類（当日の訓練スケジュール等）を添付してください。また、地区防災計画に基づく訓練を実施した場合は、**地区防災計画**と訓練を実施したことが分かる書類（当日の訓練スケジュール等）を添付してください。なお、他の防災訓練とあわせて行う場合は、「防災訓練実施書」にその旨を記載して下さい。

防 災 訓 練 実 施 書

見 本

記入漏れが多く見受けられます。
訓練中に怪我等をした際に、保険が適用されない
可能性もありますので、確実に記入してください。

令和●年 ●月 ●日

自主防災組織名 ●◆自主防災会
住 所 ●区●●1-1-1
代表者（会長）氏 名 埼玉 次郎
電話番号（888）2222

次のとおり防災訓練を実施します。

訓練日時	令和●年××月○○日（△）○○時○○分～××時××分		
訓練場所	さいたま市●区●●2-2-2（××広場）		
参加人員 ^{※1}	100人	内訳 ○○自主防災会40人・●◆自主防災会30人・●×自主防災会30人 ・ ・	
訓練種別	<input checked="" type="checkbox"/> 消火訓練・ <input checked="" type="checkbox"/> 避難訓練・ <input type="checkbox"/> 通報訓練・ <input checked="" type="checkbox"/> （救出救護訓練）	消防署所 ^{※2}	(要) 否
訓練内容	9:15 訓練開始 9:30 消火訓練 10:00 救出救護訓練（避難行動要支援者名簿の保管場所確認訓練を含む） 10:30 避難訓練（地区防災計画に基づき実施） 10:50 訓練講評 11:20 訓練終了		

<記入上の注意点>
複数の自主防災組織で合同にて訓練を行う場合は、参加人員の内訳を記入する。

※経過欄（市処理欄【記入不要】）

<記入上の注意点>
避難行動要支援者名簿を活用した訓練や地区防災計画に基づく訓練を他の防災訓練とあわせて行う場合は、訓練内容欄に記入する。

※1 複数の自主防災組織で合同にて訓練を行う場合は、参加人員欄に各自主防災組織の内訳を記入してください（代表して1箇所の自主防災組織が本実施書を提出）。

※2 消防署所の要・否の欄は、さいたま市消防職員による訓練指導が必要かどうか○を付けてください。

記入例

【訓練実施後に区役所総務課へ提出】

様式第12号（第11条関係）

No.

自主防災組織防災訓練補助金交付申請書

令和●年●月●日

（宛先）さいたま市長

<記入上の注意点>

代表者（本人）が自署する場合は押印不要です。

**押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。**

自主防災組織名

●◆自主防災会

氏名 ~~埼玉 次郎~~

代表者（会長）住所 ●区●●1-1-1

電話番号 *** (***) ****

次のとおり、令和7年度自主防災組織防災訓練補助金の交付申請をします。

1 防災訓練実施報告	実施した訓練（ア～エ）を○で囲み、実施日、自主防災組織（申請者）からの訓練参加者数を記載してください。
	○ア 自主防災組織が参加した避難所運営訓練又は市が企画し、自主防災組織が企画から参画し、実施した市・区防災訓練 [令和●年 ×× 月 ○○ 日実施 / 参加者数 人]
	イ 自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練の実施 [年 月 日実施 / 参加者数 人]
	○ウ 自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施 [令和●年 ×× 月 ○○ 日実施]
2 補助金交付申請額	☑ア又はイの訓練を実施している場合…… 10,000円 ☑ウの訓練を実施している場合…… 10,000円 ☑エの訓練を実施している場合…… 10,000円
	申請上限金額 30,000円 該当する欄に☑（チェック）し、合算の上、申請金額を下欄に記載してください 申請金額 30,000円

4 自主防災組織育成補助金

<概要>

自主防災組織育成補助金とは、次に掲げる事業の実施に要する費用であり、市の予算の範囲内において交付します。

- (1) 資機材補助事業
- (2) 井戸の水質検査事業

<交付方法>

育成補助金の交付方法は、原則事業完了後に交付する「精算払」とします。なお、自主防災組織の運営のため、特に必要がある場合は、事業完了前に交付する「概算払」とすることができます。「概算払」により交付を受ける場合は、請求書提出時にその理由を付して請求してください。

・精算払

事業完了後、事業完了報告書を提出し、補助金確定通知を受領後、請求書を提出することにより、補助金が指定口座へ振り込まれます。

・概算払

交付決定後、請求書を提出することにより、補助金が指定口座へ振り込まれます。

<補助内容>

補助額は、次の(1)及び(2)の額を合算した額。ただし、市の予算の範囲内で交付し、50万円を限度とし、100円未満は切捨てとする。

但し、推進地区候補を区域に含む自主防災組織(41頁参照)が育成補助金を感震ブレイカーの購入のみに充てる場合、令和16年度まで補助額の上限を60万円とする。

(1) 資機材補助事業：補助対象種類で示した防災に関する資機材購入等の費用の3/4以内の額(1円未満は切捨て)
33頁へ→

(2) 井戸の水質検査事業：1箇所に必要な費用が、
44頁へ→

①6,668円以上	→	3/4以内の額
(1円未満は切捨て)		

②5,000円～6,667円 → 5,000円

③5,000円未満 → 全額

<申請書類>

- (1) 「自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書」
(様式第6号) ※¹
- (2) 「自主防災組織育成補助金交付申請書」(様式第14号)
- (3) 「補助事業計画書」(様式第7号)
- (4) 「補助事業収入支出予算書」(様式第8号)

(5) 見積書の原本(47頁 記入例参照)

※見積書の取得ができない場合は、インターネット購入画面の写しも可。

(6) 購入資機材一覧表(49頁 記入例参照)

(7) 資機材等の保管・設置場所位置図^{※2}

(8) その他、補助対象種類ごとに指定された添付書類^{※3}

※1 育成補助金交付申請予定の欄に必要事項を記入してください。こちらに記入がない場合、育成補助対象事業を実施した場合であっても補助金は交付しません。

※2 防災倉庫に保管する場合は不要です。購入資機材一覧表の保管場所の欄へ、その旨を御記載ください。また、消火器の詰替えの場合は、資機材等の保管・設置場所位置図は不要です。

※3 防災倉庫を購入する場合は、法令上建築確認申請が必要となる場合があります。ご自身で申請の要否をご確認の上、必要な手続きをとってください。防災倉庫の購入にかかる補助金申請時は以下の書類を(1)～(7)と合わせてご提出ください。

①防災倉庫用地使用承諾書又は土地使用契約書の写し 【48頁参照】

※市公園内設置の場合は公園施設設置許可書の写し

②設置予定位置図 【50頁参照】

③建築確認済証の写し(建築確認申請が必要な場合)

※「③建築確認済証の写し」についてのみ、建築確認済証が発行され次第、速やかに提出することとします。建築確認済証が交付されないと、防災倉庫の購入費用は補助対象となりません。

<申請手続きの流れ>

時期	自主防災組織		各区役所総務課
申請前	・本年度の防災資機材の購入計画、井戸の水質検査の実施計画を検討	—	—
6月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書」(様式第6号) ・「自主防災組織育成補助金交付申請書」(様式第14号) ・「補助事業計画書」(様式第7号) ・「補助事業収入支出予算書」(様式第8号) ・【原本】見積書 ・購入資機材一覧表 ・資機材等の保管・設置場所位置図 ※その他、購入資機材に応じた必要書類を提出すること。	⇒	受理(内容の審査)

8月中旬～ 9月中旬頃	・「自主防災組織育成補助金決定通知書」 (様式第15号)を受領		←	交付の可否を、 申請者に送付	
事業内容 が変更にな る場合	・「自主防災組織育成補助金変更申請書」(様式第16号)		⇒	受理	
決定通知 書受領後	【概算払】 の場合	・「自主防災組織運営補助金又は育成補 助金概算払請求書」(様式第25号)	⇒	受理	
		・指定した口座の入金確認	←	指定口座に対し て、育成補助金 を交付	
		・【入金確認後】事業の実施			
	【精算払】 の場合	・事業の実施			
事業完了 後2月末 まで(遅 くとも3 月末ま で)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書」(様式第20号) ・「補助事業実績報告書」(様式第21号) ・「補助事業収入支出決算書」(様式第22号) ・領収書の写し ・【原本】納品内訳書または納品明細書(納品内訳書(63頁記載)の要件を満たすもの) ・購入した資機材写真 ※必ず提出すること(防災倉庫を購入した場合には、65頁を参照) ※井戸の水質検査事業の補助事業完了報告書提出時に必要な書類については、45頁を参照		⇒	受理(内容の審 査)	
	・「自主防災組織育成補助金交付確定通知書」 (様式第26号)を受領		←	補助金確定額の 送付	
	様式第 26号 受領後	【概算払】 の場合	—	—	—
		【精算払】 の場合	・「自主防災組織運営補助金又 は育成補助金精算払請求書」 (様式第24号)	⇒	受理(内容の審 査)
	・指定した口座の入金確認		←	指定口座に対し て、育成補助金 を交付	

<決定通知後の変更>

育成補助金に係る補助事業の内容が変更になる場合は、**事業実施の前に**「自主防災組織育成補助金変更申請書」（様式第16号）に変更内容を記載して、関係書類（見積書等）を添えて各区役所総務課に提出してください。

ただし、購入する資機材の種類の変更又は補助金額の増額を伴う変更は認められません。購入金額が変更となった場合は、変更申請手続きが必要となります。（変更が認められない例）

・消火用バケツ → 消火器 ⇒ **資機材の種類の変更はできません**

・資機材購入費用10万円 → 15万円⇒

変更申請の手続きが必要です。
交付決定額を増額変更することはできません。

<決定通知後の事業の廃止>

育成補助金の申請をし、交付決定通知は受けたものの、その後、事業の全てを廃止することとなった場合には、「自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書（様式第18号）」を提出してください。

<注意事項>

（1）資機材購入時等における支払方法について

- 完了報告時の混乱を避けるため、自主防災組織育成補助金は、原則、下記により運用しますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

[運用]

資機材購入時等、補助金による支払いは現金によることとし、各種ポイントが付与される支払いは行わないこと。

（クレジットカード払い、WEBサイトでの購入及びポイントカード使用等によるポイント付与の制限）

- さいたま市における全ての補助金において、代金支払い時にポイントが付与された場合、その経費は補助対象経費として認めていません。

注意すべきポイント付与の例

（クレジットカード払いのポイント、インターネット通販のポイント、現金ポイントカードや各種ポイントカード使用によるポイント、電子マネー使用によるポイントなど）

- ポイント付与の例外として、ポイントが現金換算できる場合は、付与されたポイント分を補助対象経費から減額し、残額を補助対象経費とすることが

できます。

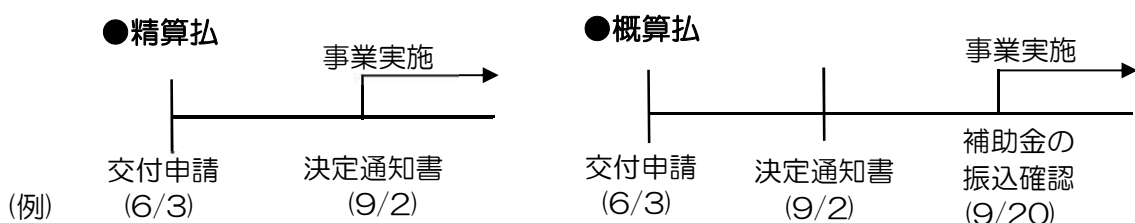
この場合、領収書に加え、ポイントの現金換算額の根拠（ポイントの現金交換率や当該購入資機材のポイント付与点数、購入時の明細等を含む）の提出も必要となるとともに、ポイントが現金換算できないと判断された場合、補助対象経費として認められないため、補助金を減額し、返納等をしていただくこととなります。

(2) 交付決定額について

交付決定は、市の予算額の範囲内で行いますので、申請金額のとおりに補助金を交付できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

(3) 補助事業の実施時期について

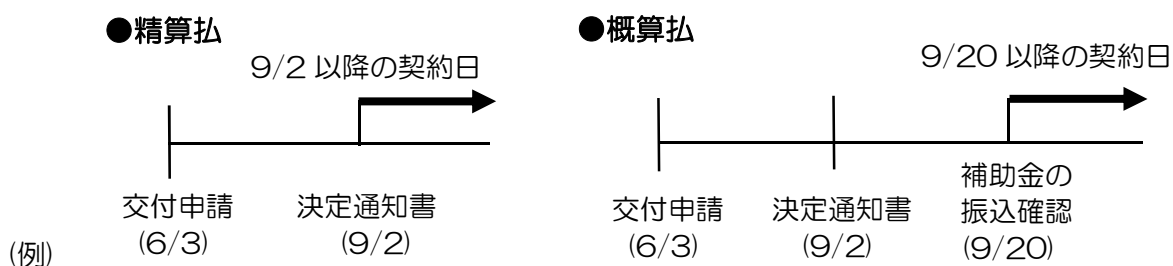
事業の実施時期は、精算払の場合は「自主防災組織育成補助金決定通知書」（様式第15号）の受領後、概算払の場合は補助金の振込確認後に行ってください。それ以前に事業を実施した場合、補助の対象になりません。ただし、AEDリースについては複数年契約の2年目以降、防災倉庫設置にかかる建築確認申請に要する費用については、当該年度実施分に限り、振込確認前や決定通知書受領前であっても補助金申請額に算入できます。



(4) AEDのリースについて

・リース初年度

契約を締結する時期は、精算払の場合は「自主防災組織育成補助金決定通知書」（様式第15号）の受領後（交付決定日以降）、概算払の場合は補助金の振込確認後となり、契約日から当該年度末までの費用が初年度の補助対象となります。※【52頁も参照】

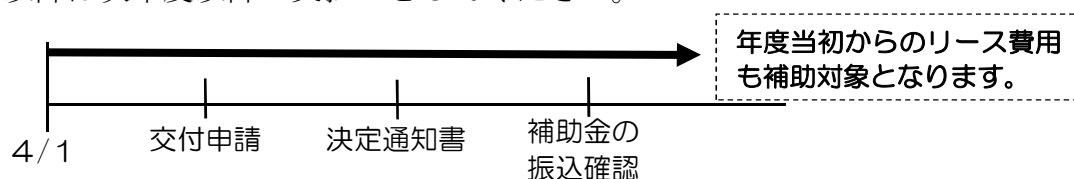


・リース **2年目以降**

交付決定前の事業実施を容認するものとします。(補助金の申請は、必ず行ってください。) この場合、見積書の原本の代わりに契約書(申請年度が契約期間となっているもの)の写しを添付してください。

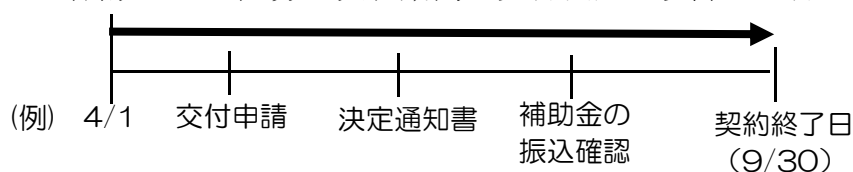
また、リースを毎月払いにしている場合、今年度分の未払い分について一括払いにすることを推奨します。(毎月払いの場合、3月分の領収書が完了報告に間に合わない可能性があります。)

※年度内に支払いを行うのは令和7年3月分までとし、令和7年4月分以降は次年度以降の支払いとしてください。



・リース **最終年度**

当該最終年度当初から契約終了日までの費用が補助の対象となります。契約終了後、引き続きリース契約を行う場合は、新規リース分は、別途見積書を徴収し、上記リース初年度と同様の手続きを行います。なお、再リース(新規リース)分の契約期間は交付決定日以降の日付からとなります。



注 補助事業完了報告書提出時、領収書の写しを必ず提出すること。
領収書の写しの提出が難しい場合は、契約書の写しとリース料引き落とし通帳の写しを提出してください。

※リース料引き落とし口座は、補助金を申請している口座にしてください。

(5) 帳簿の保管について

各自主防災組織は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類(領収書の原本等)、帳簿等(様式は任意)を整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。(「さいたま市自主防災組織補助金交付要綱」第24条の規定による)

(6) 資機材の保管状況の一覧の整備について

育成補助金により取得した資機材については、取得した日の属する年度から保管状況を記した一覧を整備し、その一覧は翌年度から5年間保存しなければなりません。（「さいたま市自主防災組織補助金交付要綱」第24条の規定による）

購入資機材の種類、個数、保管場所、購入金額、購入年度等を記した一覧（令和元年度購入分以降）を整備してください。

※平成30年度以前の購入分は対象外とします。

※保管状況一覧の様式は任意です。

(7) 免許について

使用にあたり免許を必要とする資機材については、「補助事業完了報告書」（様式第20号）に、免許の写しを添付してください。

資機材補助事業

<目的>

災害発生時に備えて、いろいろな用具や資機材の整備が必要となります。そこで、自主防災組織の活動に必要な防災資機材のうち、以下に掲載した種類を購入するための費用に対し補助を行うものです。なお、掲載されていない種類は、補助の対象外となります。

また、当該事業は、新たに自主防災組織を結成し、組織体制の構築や活動を軌道に乗せるために必要な資機材の購入や、既存の自主防災組織が組織力の強化や、新たに懸念される災害に対する備えを拡充するために必要な資機材の購入を補助するものです。

補助の申請に当たりますとは、各組織内におきまして、十分に必要性等を検討し、購入品目や数量を決定いただきますようお願いいたします。

<注意事項>

- (1) 補助の対象は、個人で使用するものではなく、組織で使用するものであり、個人で備蓄可能な種類は補助の対象外となります。
- (2) 購入する全ての資機材に、必ず自主防災組織名を入れてください。自治会名では補助の対象とはなりません。また、外箱や外袋の上からではなく、資機材に直接名入れをしてください。(ラベルシール等の貼り付け、油性マジック等での手書きでかまいません。また、資機材への名入れ代も補助対象です。)
- (3) チェーンソーの替え刃のような消耗品、資機材の修繕料、車両のような防災目的以外の使用が想定される汎用性の高い物品や、食糧、飲料水は補助の対象外となります。
- (4) 資機材購入の際の送料・手数料は補助の対象外となります。但し、送料や手数料を含んだ見積書と他社から徴収したそれらを含まない見積書を比較し、送料等を含んだ見積書が安価な場合は、送料等を補助対象とします。※この場合、比較した2社以上の見積書の提出が必要です。
- (5) 複数業者から見積を取得するなど、事業費の削減に留意してください。
- (6) さいたま市補助金交付規則により、購入した資機材は補助金の交付目的に反した使用はできません。(補助金で購入した防災倉庫に、お祭りの提灯、清掃用具、ゲートボール用品等を格納することはできません)
- (7) 補助金で購入した資機材について、以下の年数を過ぎる前に処分等を行った場合は、市に補助金を返還していただく必要があります。
 - ・ 防災倉庫：15年
 - ・ 電動の防災資機材：5年
 - ・ 主として金属製の防災資機材：5年
 - ・ その他の資機材：2年

なお、購入した資機材については、保管状況を記載した一覧表を整備し、毎年更新する必要があります。

また、上記の年数を経過しても補助金の交付目的に反して(防災以外の用途で)の使用等は認められません。

＜ 補助対象種類一覧 ＞

(◎：令和7年度からの追加補助対象種類 ●：補助対象外種類)

種 類		補助の対象となる規格の目安
◆初期消火		
1	消火器	<p>国家検定合格品 ABC10型粉末消火器 本数の制限はない 民地へ設置すること。</p> <p>※リサイクルシールの購入費用については、消火器の購入費用に含まれている場合（消火器と同時購入）にかぎり、補助対象とする。（リサイクルシール単体での購入は、補助対象外）</p>
2	消火器の詰め替え	消火器詰め替え
3	水消火器・コンプレッサー	(防災訓練用として)
4	消火器スタンド	
5	消火器の格納箱	
6	消火用バケツ	
7	スタンドパイプ式	<p>購入にあたり、次の点について厳守すること。</p> <p>① スタンドパイプの付属品（消防ホース、消火栓蓋あけ器具等）については、本体と同時購入時にかぎり、補助対象とする。</p> <p>② スタンドパイプの使用は、阪神淡路大震災のように市内同時多発的に火災が発生し、消防車が出動できない、又は到着の遅れが見込まれるような場合に限り可とする。</p> <p>※スタンドパイプの使用上、危険を伴う操作があるため、スタンドパイプ取扱い訓練を実施しております。スタンドパイプを購入予定の組織や既に購入済みで動作確認を行いたい組織は、各区役所総務課又は防災課までご相談ください。</p>
● 補助対象外種類の例		<p>① マンション・共同住宅等で消防法に義務付けられている消火器</p> <p>② 各家庭に備蓄する消火器 ③ 応急給水栓 ④ 消火器リサイクルシール単体</p>
◆ポンプ		
8	小型動力ポンプ (可搬消防ポンプ)	付属品：吸管、ストレーナー、管鎗、ホース
9	排水ポンプ	付属品：吸管、ホース
10	防災井戸用ポンプ	<p>使用目的を防災対策用指定井戸からの水の汲み上げに限定し、かつ、水質検査の結果が2回連続で「不適合」となった場合には、取り外して防災倉庫で保管することが可能である場合に限り、補助の対象とする。（井戸ポンプの修理も含む。）</p>
● 補助対象外種類の例		<p>① 防災井戸用ポンプの取り付け及び取り外しの費用 ② 井戸掘削費用</p> <p>③ 受水槽への水栓取り付け費用</p>
◆がれき撤去		
11	チェーンソー	
12	エンジンカッター	
13	カナテコ	直径25mm×全長1.2m 程度

14	ジャッキ	5 t 程度
15	ウインチ	チェンブロックも可とする。
16	リヤカー	
17	搬送一輪車（手押し車）	
18	台車	
19	キャリーカート	
20	防護チャップス	自主防災組織の役員分のみ対象とする。※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
◆救助工具・用具		
21	バール	全長0.9m 程度
22	ツルハシ	全長0.9m 程度
23	カケヤ	全長0.9m 程度
24	ハンマー	全長0.9m 程度
25	ボルトクリッパー	全長0.6m 程度
26	トビロ	全長1.8m 程度
27	ロープ	直径10mm 程度
28	スコップ	全長0.9m 程度
29	のこぎり	刃あたり30cm 程度
30	手おの	全長0.4m 程度
31	なた	全長0.4m 程度
32	特殊手袋	ケブラー素材等の丈夫なもの
33	特殊ゴーグル	顔面保護具を含む。
34	特殊マスク	微粒子カットマスク（N-95や、DS2など国家検定規格を満たしたもの）
35	ジョレン	用途が、災害時に泥等を掻き出す場合等に限り対象とする。
	● 補助対象外種類の例	① チェーンソーの替え刃 ② ニッパ、ペンチ、スパナ等の機械用工具 ③ アルミ縄梯子
◆救助キット		
36	救急箱	※救急箱（箱単体）若しくは薬品を含む救急箱の購入を補助対象とする。（箱を含まない薬品単品での購入は補助対象外）
37	AED （自動体外式除細動器）	購入に併せて、消防署所等で実施している救命講習等により使用方法の訓練を受けること。
38	AEDリース費用 ※レンタルは不可 （一般的に「リース」は複数年の契約なのに対し「レンタル」は日単位での契約も可能であるため。）	① リースに併せて、消防署所等で実施している救命講習等により使用方法の訓練を受けること。 ② リース契約書に契約期間及び契約金額を必ず明記すること。（様式指定なし） ③ 補助金交付申請時にリース契約書（2年目以降）及び誓約書（初年度のみ）を添付し提出する。 ※AEDリースの2年目以降の場合に限り、添付する契約書の年月日については、当初契約年度中の日付となる。（30～31頁注意事項参照）
39	AED収納スタンド	
40	AEDパッド、バッテリー	

41	車いす	※非課税となる場合がある。(消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号))
42	車いすの牽引用補助具	
43	担架	
44	担架の格納箱	
45	ストレッチャープラス	
46	ディスボストレッチャー	
47	救助用おんぶひも (大人用)	
	● 補助対象外種類の例	① AED取り扱い講習費 ② AEDリース費用の途中解約等の違約金
◆避難所設営		
48	テント・テント幕	本部用 ※「〇〇自主防災会」と表示(名入れ)すること。
49	テント ウェイト	自主防災組織が本部用テントを保有し、そのテントに使用する場合に限る。 ※自治会テントなどの場合は不可。
50	間仕切りユニット	
51	避難所用パーテーション	※身近な地域の防災拠点に設置する場合に限る (身近な地域の防災拠点については42～43頁を参照)
52	ブルーシート	用途が、防水シート及び土砂災害予防用シートである場合に限り対象とする。
53	組立式仮設トイレ	テント付で、貯留型のものに限る。
54	簡易トイレ	※購入誤りが多い資機材です。 (対象となるものは、共同で使うことができ、何度も使用できるもの。)
55	簡易トイレ用テント	
56	便袋セット	5年間において、100回分のセットを上限として1組織1セットの購入を限度とする。 ※防災倉庫や会長宅等で保管。各家庭への配布は不可。
57	アルミハシゴ・脚立	
58	階段昇降機・階段避難車	自動・手動 いずれも可
59	階段昇降機・階段避難車に対する収納箱	
60	アルミG・Iベッド	災害避難用アルミベッドを含む
61	ストーブ	
62	冷風機(スポットエアコン)	※室外機を設置する必要があるものは対象外とする。
63	スロープ	アルミ製等軽量かつ折り畳み式で持ち運び可能なもの ※身近な地域の防災拠点に設置する場合に限る。
64	貯水バケツ	容量50～200リットル程度(生活用水用) ※身近な地域の防災拠点に設置する場合又は防災井戸を保有している組織に限る
65	蓄電池	発電機を自主防災組織で所持している又は同年度に購入する場合に限る。 ※発電機を所持している場合、発電機の写真を添付してください。 また、購入する蓄電池は定格出力700W以下、容量250,000mAh以下に限る。 5年間において、1組織1台の購入を限度とする。 ※身近な地域の防災拠点に設置する場合は従前と同様、すべての種類が対象。
66	扇風機	※身近な地域の防災拠点に設置する場合に限る

67	非接触型体温計	※身近な地域の防災拠点に設置する場合に限る
	● 補助対象外種類の例	① 毛布、アルミブランケット、寝袋、エアーマット ② マンホール対応型トイレ ③ ガイガーカウンター（放射能測定器）
◆炊き出し		
68	ろ過浄水機	
69	鍋、釜	
70	かまど・かまどセット	
71	炊き出し器	
72	コンロ	※小型カセットコンロは、風除けがあり耐荷重量15kg以上のものに限り対象とする。
73	やかん	容量5リットル以上のものに限る。
74	飲料水タンク	容量5リットル以上のものに限る。
	● 補助対象外種類の例	① 割りばし、食器類、包丁、おたま ② 薪、灯油、ガソリン、ガソリン携行缶（タンク）、ガスボンベ ③ 食料品、飲料水
◆発電機		
75	発動発電機	持ち運びが可能なもののみ対象とする。 小型ポータブル移動式ソーラー発電機（簡易型太陽光発電機）を含む
76	コードリール	
	● 補助対象外種類の例	① 備蓄用電池
◆照明機器		
77	投光器	
78	スタンド（投光器用）	
79	ハンディライト	懐中電灯、強カライト、ランタン、ヘッドライト（ヘルメット取付け用）
	● 補助対象外種類の例	① 提灯 ② 電池
◆通信機器		
80	トランジスタラジオ	※ラジオ機能のみ搭載したのものに限る
81	無線機	免許が必要な無線機を購入する場合、免許申請の際に無線局開設理由として「災害時における地域の情報収集・連絡手段として設置する。」等、防災用であることを明記すること。 ※購入時の登録費用・諸経費も対象とする。
82	トランシーバー	※購入時の登録費用・諸経費も対象とする。
83	無線用 アンテナ	※簡易無線用アンテナを中継局として設置することで、デジタルトランシーバーの使用可能範囲を広げるもの。
	● 補助対象外種類の例	① パソコン（プロジェクター・スクリーン・レコーダー等の機器類） ② 防災行政無線個別受信機
◆訓練用具		
84	合図灯	
85	誘導旗・のぼり旗	統一デザインあり（規格について、事前に防災課にお問い合わせください。） ※のぼり旗は統一デザインなし

86	トランジスタメガホン	
87	アンプ・ワイヤレスマイク	
88	◎ 電子スピーカー	
89	腕章	自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
90	防災作業服	上下服とベルト、自主防災組織の役員分のみ対象。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
91	安全靴・長靴	自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
92	帽子	自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
93	ヘルメット	自主防災組織の役員及び班長分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
94	防災ベスト	自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
95	防災ジャンパー	防寒用、自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
96	雨合羽	自主防災組織の役員分のみ対象とする。 ※所有者一覧表（50頁参照）を提出すること。
	● 補助対象外種類の例	① ホイッスル ② ゼッケン・ビブス ③ マグネットステッカー ④ プラスチックメガホン ⑤ ハンドサイレン

◆備蓄品格納庫

97	<p>防災倉庫</p> <p>（耐熱仕様の防災倉庫、設計費用、工事費用、建築確認申請費用、開発申請に係る費用、適合証明書の取得に係る費用を含む）</p> <p>*倉庫には、防災関連品のみ収納すること</p> <p>※市公園内に防災倉庫の設置を検討している場合、防災課へ御相談ください。 (048-829-1126)</p>	<p>設置にあたり、関係法令を順守すること。</p> <p>また、建築確認申請手続きの要否を確認のうえ、必要な手続きを行うこと。</p> <p>※建築確認申請不要の場合でも、建築基準関係規定等に適合するよう設置を行う必要があります。</p> <p>防災倉庫を設置する土地は、相当期間使用できるものとし、土地所有者との賃借にかかる契約書又は防災倉庫用地借用承諾書に、借用する土地の所在地、所有者（管理者）及び期間について必ず明記すること。</p> <p>【補助対象防災倉庫の仕様】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 65頁「防災倉庫写真」に準じた外観であること。 ② 広さ10㎡未満であること。 ③ スチール又はアルミ等の金属製であること。 ④ 施錠ができること。 ⑤ 延焼防止のためガラス窓等の開口部がないこと。 ⑥ 基礎を設け、転倒防止の措置としてアンカーボルトで緊結すること。 ⑦ 防災倉庫の見やすい位置に「〇〇自主防災組織 防災倉庫」と表示（名入れ）すること。 <p>※建築確認申請の手続きの要否等は、管轄の建設事務所へご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の区域 ⇒北部建設事務所 建築審査課（大宮区役所6階） 048-646-3242</p> <p>中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の区域 ⇒南部建設事務所 建築審査課（中央区役所別館2階） 048-840-6242</p> </div>
----	--	---

98	◎ 防災倉庫内棚	扉や背板のない棚を防災倉庫内に設置する場合に限る。
99	防災キャビネット (エレベーター用)	キャビネット本体のみ ※内容物(食料・携帯トイレ等)がセットになっているキャビネットは補助対象外とする。
	● 補助対象外種類の例	① 防災倉庫の修繕費用、移設費用、処分費用 ② 防災キャビネットに格納する食料、飲料水等の保管品 ③ 防災倉庫購入後の耐熱加工費用(修繕費用)
◆浸水対策		
100	救命胴衣	
101	胴長靴	
102	ゴムボート、浮き輪	
103	土嚢(土嚢袋)・吸水土嚢	吸水土嚢の場合は、繰り返し使用できるもののみ対象とする。
104	水嚢	
105	止水シート	
	● 補助対象外種類の例	① 雨具 ② 使用した土嚢の廃棄に係る費用
◆その他		
106	感震ブレーカー	① 設置工事を伴わない製品(簡易タイプ)で消防防災製品等推奨品を対象とする。 ② 設置対象は、「さいたま市防災都市づくり計画」における「推進地区候補」を地域に含む自主防災組織(41頁参照)区域内、すべての家屋とする。 ③ 地区防災計画を策定し、計画の中で感震ブレーカーの項目を盛り込む。 項目を盛り込んだ地区防災計画を策定済みの場合は、補助金交付申請時に地区防災計画を、未策定の場合は誓約書(51頁参照)を提出する。 ※既に誓約書を前年度に提出済の場合は、地区防災計画策定の進捗状況を報告し、策定後計画を提出する。 ④ 所有者一覧表は、設置場所住所を追記した表(設置場所一覧)を提出する。 対象地区の自主防災組織は、別添の購入手引き等を参照してください。
107	案内標識	一時集合場所(集会所)の案内表示用(移動式のものではなく、固定式のもの) ※身近な地域の防災拠点に設置する場合は、防災課にご相談ください。
108	カラーコーン	
109	カラーコーンのバー	カラーコーンとセットで購入する場合のみ対象とする。
110	カラーコーンのベット	カラーコーンとセットで購入する場合のみ対象とする。
111	除雪機	ブレード除雪機[当雪部及び回転刃を保有していないブルドーザ型]のみ対象とする。
112	除雪用スコップ	救助工具・用具のスコップと区別するため、頭部がプラスチック(PP材、PC材などを含む[ブレード部分は他素材可])の物のみ対象とする。
	● 補助対象外種類の例	① 自動車 ② バイク ③ 自転車 ④ 立て看板・プラカード ⑤ 各種資料の作成・印刷費 ⑥ マグネット類

- ※ 補助対象種類への追加は、補助金申請時に要望いただければ、次年度の補助対象種類とするかを検討し、対象とする場合には、次年度のマニュアルに追加します。
この場合、使用用途や資機材の内容が分かるもの（カタログ写しなど）をご提出ください。
なお、補助対象外種類となっている資機材、消耗品、食糧、飲料水、防災目的以外の汎用性が高い資機材、個人で備蓄可能な資機材は原則、補助対象外となり、要望をいただいても補助対象種類に追加できませんのでご了承ください。

【「さいたま市防災都市づくり計画」における「推進地区候補」を区域に含む自主防災組織】

区	自主防災組織名	区	自主防災組織名	区	自主防災組織名
西区 (3組織)	五味貝戸自主防災会	浦和区	本太2丁目自主防災会	緑区	山崎自主防災会
	佐知川下自治会防災対策本部		本太三丁目町会自主防災会	(2組織)	さいたま市道祖土自主防災会
	三橋6丁目自治会防災対策本部		前地自治会自主防災会		岩槻区
北区 (2組織)	日進町二丁目自治会自主防災団		前地3丁目自主防災会	(20組織)	丹過町自主防災会
	松原自治会自主防災会		北浦和東部自治会自主防災会		愛宕町自治会防災部
大宮区 (8組織)	天沼町二丁目東部自治会自主防災会		北浦和三丁目自主防災会		西町第1自治会防災部
	天沼町二丁目中部自主防災会		針ヶ谷一丁目自主防災会		西町第2自治会防災部
	天沼二丁目西部自治会防災対策本部		針ヶ谷一丁目天神会自主防災会		西町第三自治会防災部
	天沼町一丁目東部自主防災会		針二自主防災会		西町第四自治会防災部
	天沼町一丁目西部自主防災会		針二東部自主防災会		西町第五自治会自主防災部
	桜木町三丁目自主防災部		針ヶ谷三丁目自主防災会		西本町自治会防災部
	大成町1丁目八幡自治会自主防災会		領家6丁目自主防災会		田中町自治会防災部
	大成町二丁目自治会自主防災会		神花親和会自主防災会		美幸町自治会防災部
	中央区 (4組織)		仲町自主防災会		瀬ヶ崎自主防災会
大和町自主防災会		榎自治会自主防災会	太田二丁目自治会自主防災部		
上峰自主防災会		駒場自治会自主防災会	太田3丁目自治会防災部		
桜丘自主防災会		上木崎六丁目自治会自主防災・防犯会	栄町自治会自主防災会		
浦和区 (25組織)	南自主防災会	皇山自主防災委員会	新町自治会防災部		
	岸五自主防災会	木崎自主防災会	秋葉町自治会防災部		
	東岸町自主防災隊	ひかり自主防災会	東町自治会防災部		
	東高砂町大和自主防災会	南区 (2組織)	白鶴自治会防災部		
	本太一丁目自主防災会		大谷場上町自主防災会		加倉第1区自治会自主防災会
		白幡自主防災会			

※自主防災組織区域内の一部でも「推進地区候補」に含まれていれば、該当自主防災組織の世帯数を上限に、感震ブレーカーの購入にあたり補助金を利用できます。

身近な地域の防災拠点

～地域の自治会館等を、指定避難所の機能を補完する役割をもつ施設として登録する制度～

- 身近な地域の防災拠点は、災害時における避難生活の場となり、物資供給拠点や避難者（在宅避難を含む）の情報収集・発信基地として、指定避難所と連携しながら自主防災組織が自主的に運営するものです。
- 身近な地域の防災拠点にご登録いただいた場合は、地域防災力向上のため、地区防災計画の策定をお願いいたします。

運営主体

自主防災組織

- ア 原則5年以上の活動実績
- イ 避難所運営委員会に継続参加
- ウ 避難生活用の資機材等を備蓄
- エ 自治会の承諾

避難所運営委員会との関係

災害が長期化した場合、救援物資等を「地域の防災拠点」（運営委員会のある学校等の指定避難所）から受領したり、安否情報を相互に提供したりと、密接に連携する必要があります。

そのため、「身近な地域の防災拠点」を自主運営する場合も、指定避難所の避難所運営委員会の構成員として活動する必要があります。

避難所運営委員会に所属し、活動を継続することを登録条件としますので、運営リーダーなど、他の運営委員会役員に活動を継続する意思を申し出ていただきます。

対象施設

自治会館・集会所等の

地域の共有施設

- ア 避難生活を送るための一定のスペース
- イ 要配慮者（避難行動要支援者）が避難できる環境
- ウ 電気、水道等の生活インフラが整備
- エ 余震にも耐えられる耐震性
- オ ※昭和56年「新耐震基準」に適合
- カ 施設所有者の使用同意

市の支援内容

本事業運営のため、災害用備蓄物資（アルファ米・毛布等）の事前貸与等の支援を行います。

市が指定する場所での受け渡しとなりますので、登録決定後に具体的な貸与物資等の内容、数量、受取場所をお知らせします。

貸与物資の数量については、1団体(施設)あたりの上限がありますので、あらかじめ御了承ください。

～「身近な地域の防災拠点」の登録について～

「身近な地域の防災拠点」の登録は、年度ごとに行い、一度登録した場合、原則として継続します。施設所有者や避難所運営委員会運営リーダーの確認など、登録申請書類の提出が必要となります。

令和7年度の申請期間は6月～12月となりますので、希望される場合は、防災課までお問い合わせください。

さいたま市総務局危機管理部
防災課 防災企画係
TEL 048-829-1126
FAX 048-829-1978
E-mail bosaika
@city.saitama.lg.jp

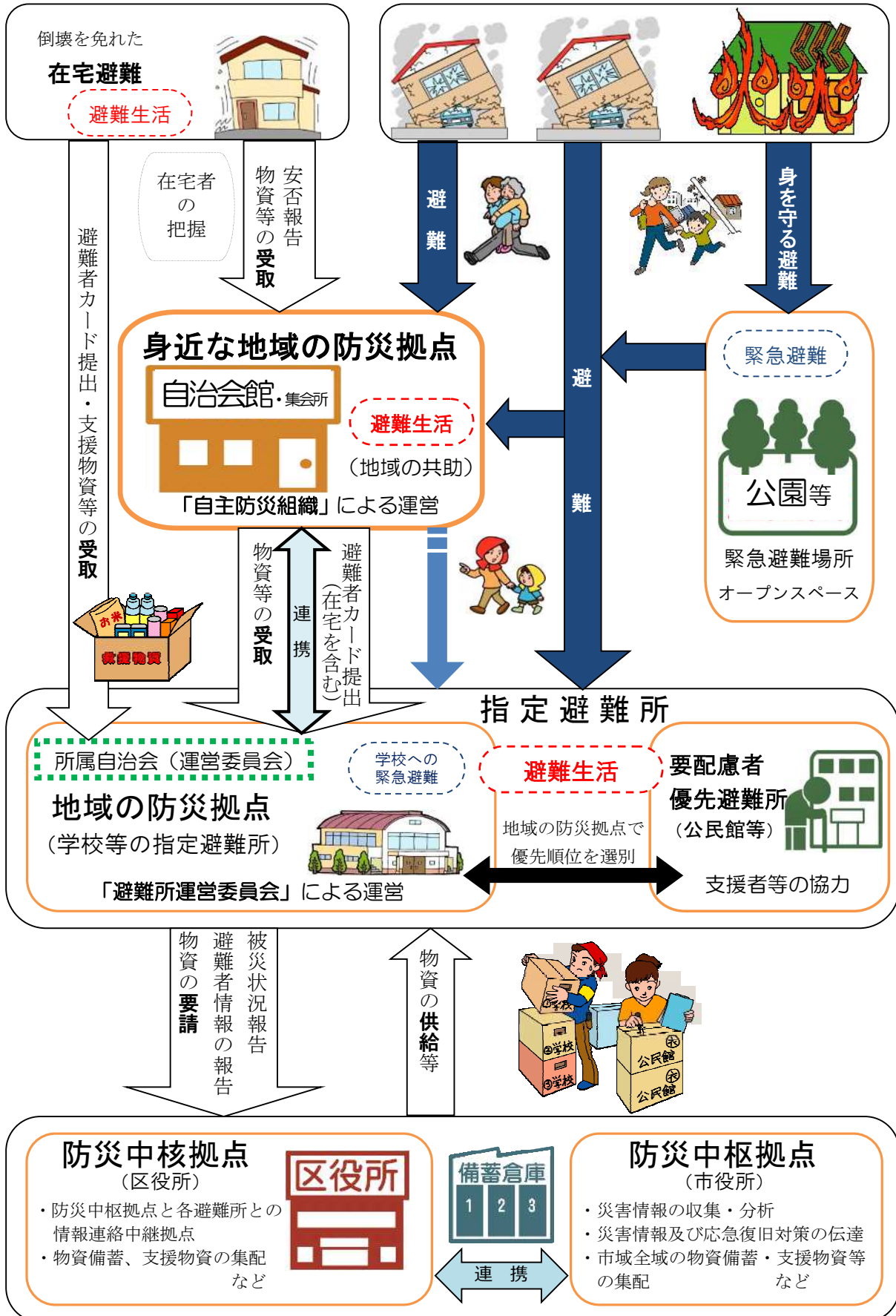
～太陽光発電設備・蓄電池システム設置に関する補助金について～

市内に所在する事業所等に太陽光発電設備や蓄電池システムを設置する事業者・団体に補助金を交付する制度です。自治会が自治会館等に設置する場合もこの補助制度を活用できます。詳しくは、ゼロカーボン推進戦略課までお問い合わせください。

さいたま市環境局環境共生部
ゼロカーボン推進戦略課
普及推進係
TEL 048-829-1316
FAX 048-829-1991
E-mail: zerocarbon-suishinsenry
aku@city.saitama.lg.jp

避難行動(身近な地域の防災拠点)イメージ

(例) 大規模地震等の災害発生



井戸の水質検査事業

<目的>

井戸の水質検査事業とは、災害時における、地域の住民に生活用水として提供する井戸（防災対策用指定井戸）を確保するため又は既に自主防災組織が指定した防災対策用指定井戸の水質を維持するために、自主防災組織が行う水質検査費用に対し補助を行うものです（各年度1箇所につき1回の検査に限る）。

防災対策用指定井戸に指定するには、下記「主な水質検査の項目」が、基準に適合する必要があります。

《主な水質検査の項目》

	項目	基準
1	一般細菌	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に適合すること
2	大腸菌	
3	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	
4	亜硝酸態窒素	
5	塩化物イオン	
6	有機物（全有機物炭素（TOC）の量）	
7	PH値	
8	臭気	
9	色度	
10	濁度	
11	アンモニア態窒素	検出されないこと

※これらの水質基準を満たしても飲用水としては使用できません。

災害時の洗濯・トイレ等に使用するものになります。

<事業の実施前>

◆防災対策用指定井戸として、新規で届出するために井戸の水質検査を実施する場合

- (1) 防災対策用の井戸として自主防災組織が指定し市に届出を行うこと、届出にあたり水質検査を行うことを、井戸の所有者に対して必ず事前に了解を得る
- (2) 次の①～④を各区役所総務課へ申請する
 - ① 「自主防災組織育成補助金交付申請書」（様式第14号）
 - ② 「補助事業計画書」（様式第7号）
 - ③ 「補助事業収入支出予算書」（様式第8号）
 - ④ **【原本】**見積書（さいたま市保健所で実施する場合は不要）

◆防災対策用指定井戸として、既に指定している井戸がある場合

既に、防災対策用指定井戸に指定している井戸の水質検査は、毎年必ず1回以上実施しなければなりません。補助金申請の流れは、前頁(2)と同様です。

※既に指定している井戸であって、所有者が変更(売買、相続など)した場合は、改めて防災井戸指定承諾書を作成してください。

<事業の実施後>

(1) 井戸の水質検査事業を実施し、次の①～⑥を各区役所総務課へ提出する。

※結果が「不適合」であっても補助対象となります。

- ① 「自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書」(様式第20号)
- ② 「補助事業実績報告書」(様式第21号)
- ③ 「補助事業収入支出決算書」(様式第22号)
- ④ 領収書の写し

※さいたま市保健所の場合は、宛名が自主防災組織名で記入されている縦長レシートでも可

- ⑤ 【原本】納品内訳書又は納品明細書(さいたま市保健所の場合は不要)
- ⑥ 水質検査成績書の写し

(2) 初めて指定した場合は、(1)①～⑥に加え、次の⑦～⑨を各区役所総務課へ提出する。提出後、右記の「防災井戸」の標示看板を受領し、指定した井戸がある場所に標示する。

- ⑦ 「防災対策用指定井戸届出書」(様式第4号)
- ⑧ 防災井戸指定承諾書
- ⑨ 設置場所の位置図

※標示看板
(赤色)



40×12cm

<指定の取り消し>

(1) 次の①又は②に該当する場合は、防災対策用指定井戸としての指定を取り消すこととなるため、すみやかに各区役所総務課に「防災対策用指定井戸取消届出書」(様式第5号)を提出するとともに、防災井戸の標示看板を外し、各区役所総務課に返納してください。

- ① 井戸の水質検査事業を実施し、その結果が2年度連続で「不適合」の場合
- ② 井戸の所有者から、指定を取り消してほしい旨の意向があった場合

※当該年度、井戸の水質検査を行わなかった場合、「不適合」であったものとみなします。

記入例

様式第14号（第14条関係）

自主防災組織育成補助金交付申請書

令和●年●月●日

<記入上の注意点>

代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。

押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名 ●◆自主防災会

氏名 埼玉 次郎

代表者(会長)住所 ●区●●1-1

電話番号 *** (***) ****

次のとおり、令和7年度自主防災組織育成補助金の交付申請をします。

1 補助事業内容及び積算の基礎 (該当番号を○で囲む)	(1) 資機材割 費用額 (63,000) 円 × 3/4 =	① 47,250 円
	(2) 水質検査割 費用が1箇所につき 6,668 円以上の場合 () 円 × 3/4 × () 箇所 = 5,000 円~6,667 円の場合 5,000 円 × (3) 箇所 = 5,000 円に満たない場合 () 円 × () 箇所 =	② (15,000) 円
補助金の合計額 ① + ② =		③ (62,250) 円
2 補助金交付申請額	③の額の100円未満を切捨てて記入 ④ (62,200) 円	
3 事業完了予定	令和●年●月	
4 交付を受ける方法	概算払(事業実施前に振込み) ・ 精算払(事業実施後に振込み) ※交付の方法を○で囲んでください。 ただし、特段の理由がない限り、原則は精算払いによるものとします。	

<記入上の注意点>
「見積書」の合計額(税込)を記入すること

<記入上の注意点>
全ての事業が完了する予定月を記入すること

<記入上の注意点>

③の金額(①+②)が500,000円を超える場合は、④に補助金交付申請額を記入する際に、補助額の上限額である500,000円を記入してください。

<記入上の注意点>

訂正する場合は、修正液等は使用せず、二重線を引き訂正してください

<記入上の注意点>

1円未満を切り捨てて記入

《添付書類》 防災倉庫承諾書例

防災倉庫用地借用承諾書

令和●年●月●日

〇〇自主防災会 様

さいたま市〇〇区〇〇4-△-□

〇 〇 〇 〇 (印)

下記〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、承諾いたします。

記

1 借用をする土地について

(1) 所在地 さいたま市〇〇区〇〇4-2-〇

(2) 土地の形態 〇 〇 用地

(3) 所有者(管理者) 〇 〇 〇 〇

(4) 借用希望年月日 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

2 設置する防災倉庫について

(1) 形状

・高さ 〇 m ・縦 〇 m × 横 〇 m ・面積 〇〇 m²

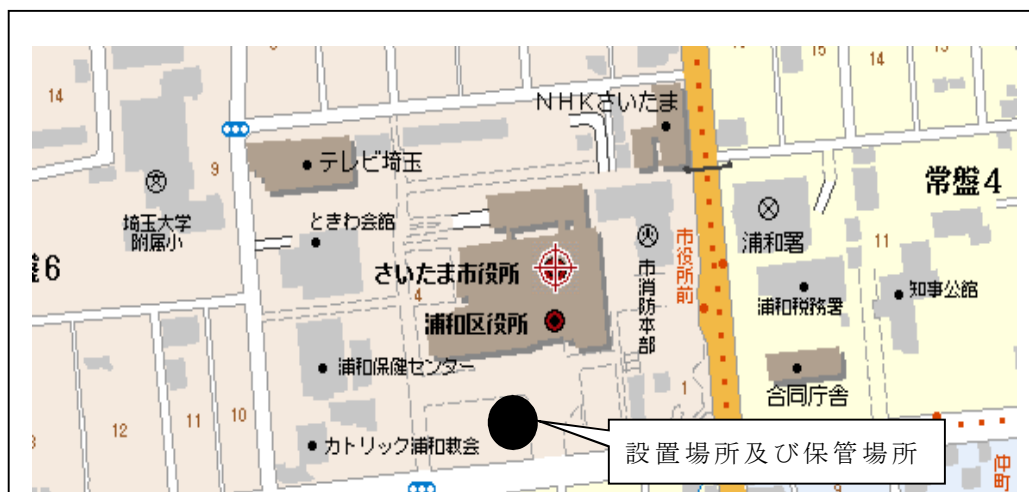
・材質 スチール製 ・その他 _____

(2) 設置予定年月日 〇〇 年 〇 月 〇 日

《添付書類》 購入資機材一覧表例

令和〇年度購入資機材一覧表 (●◆自主防災会)			
NO	品名	数量	保管場所
1	カラーコーン	6	防災倉庫
2	スコップ	6	会長宅
3	ハンディライト	12	会長宅
4			
5			
6			
7			
8			
9			

《添付書類》 防災倉庫位置図、設置・保管場所位置図例



《添付書類》 所有者一覧表例

ヘルメット所有者一覧		
NO	役職	氏名
1	会長	〇〇 〇〇
2	副会長	〇〇 〇〇
3	副会長	〇〇 〇〇
4	班長	〇〇 〇〇
5	班長	〇〇 〇〇
6	班長	〇〇 〇〇
7	班長	〇〇 〇〇
8	班長	〇〇 〇〇
9	班長	〇〇 〇〇
10	班長	〇〇 〇〇

《添付書類》 地区防災計画策定誓約書

地区防災計画策定誓約書

令和〇年××月〇〇日

さいたま市長 様

＜記入上の注意点＞

印は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印

※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません

自主防災組織名 ●◆自主防災会

代 表 者 埼玉 次郎 印

育成補助金における資機材補助事業において、感震ブレーカーを購入したいことから、当自主防災組織においては、今年度、地区防災計画の策定に着手し、策定次第、地区防災計画を提出いたします。

なお、今年度中に地区防災計画の策定が完了できなかった場合、策定経過を市に報告するとともに、次年度内に策定が完了するよう、引き続き作業を進めます。

※「さいたま市防災都市づくり計画」における「推進地区候補」を区域に含む自主防災組織（41頁参照）が、感震ブレーカーを購入資機材として申請する場合で、感震ブレーカーの項目を盛り込んだ地区防災計画を未策定の際に添付すること。

《添付書類》 AED リース誓約書例

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

さいたま市長 様

< 記入上の注意点 >

印は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印

※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません

《申請者》

さいたま市〇〇区〇〇4-△-□

〇〇〇〇〇自主防災会

会長 〇 〇 〇 〇



AEDリース費用の補助金の交付を受けるにあたり、下記事項について誓約いたします。

記

1. 契約期間の年度中に、申請者（自主防災組織会長）の変更事由が生じた場合は、本誓約書を再提出すること。
2. AEDのリース契約は、原則として複数年（長期継続）契約となることから、契約期間の年度ごとに、契約初年度時と補助金の交付要件及び交付額が異なる場合があることについて、了承していること。

※AEDリース当初年度のみ添付すること

自主防災組織育成補助金変更申請書

令和●年●月●日

（宛先）さいたま市長

<記入上の注意点>

代表者（本人）が自署する場合は押印不要です。

押印をする場合は「代表者の個人印」

または「自主防災組織会長の印」を押印

※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」

「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名

●◆自主防災会

氏名

埼玉 次郎

代表者（会長）住所

●区●●1-1-1

電話番号

*** (***) ****

令和●年 ●月 ●日付け育成補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり、補助事業の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

・ 変更内容

【記入例1】

井戸を廃止したため、水質検査事業の実施件数が次のとおり変更となりました。

変更前：3件⇒⇒⇒変更後：2件

【記入例2】

事業所との交渉の結果、消火器詰め替え費用の1本あたりの単価が以下のとおり変更となりました。

変更前：5,500円⇒⇒⇒変更後：4,950円

自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書

令和●年 ●月 ●日

（宛先）さいたま市長

<記入上の注意点>

代表者（本人）が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災会長の印」を押印
※自主防災会会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災会の印」は認められません

自主防災組織名 ●◆自主防災会
氏名 埼玉 次郎
代表者（会長）住所 ●区●●1-1-1
電話番号 ***（***）****

令和●年 ●月 ●日付け●区総第●●●●号で交付決定の通知があった令和●年度自主防災組織育成補助金に係る事業について、廃止の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 廃止の理由

今年度の資機材の購入を中止としたため

2 廃止する事業の内容

資機材の購入

- ・消火器 ●本 ●, ●●●円
- ・防災倉庫 ●●●, ●●●円

3 育成補助金交付決定額

育成補助金決定通知書の交付決定額を記入円

**事業が完了した後に
提出する申請書類等**

記入例

記入例

様式第20号（第18条関係）

自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書

令和●年●月●日

<記入上の注意点>

代表者（本人）が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名 ●◆自主防災会
氏名 埼玉 次郎
代表者（会長）住所 ●区●●1-1-1
電話番号 ***（***）****

令和7年度自主防災組織運営・育成補助事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

<記入上の注意点>

決定通知書の交付決定額を記入すること。
なお、育成補助金で変更申請した場合においては「変更決定後の交付決定額」を記入すること。

1 運営補助事業

補助金の決定額	22,000	円
---------	--------	---

2 育成補助事業

補助金の決定額	62,200	円
完了年月日	令和●年●月●日	

<記入上の注意点>

全ての事業が完了した日（納品日・領収日より後の日付）を記入すること

記入例

補助事業実績報告書

<記入上の注意点>
自主防災組織で活動した日付を記入すること

自主防災組織名 **●◆自主防災会**

1 運営補助事業

事業年月日	事業内容
令和●年 ●月 ●日	自主防災組織会議・総会
年 月 日	その他の活動（「訓練前打ち合わせ」など）

2 育成補助事業

(1) 資機材補助事業

<記入上の注意点>
建築確認申請が必要にも関わらず行わない場合は、建築基準法違反になるので注意すること

* 防災倉庫を購入した場合

倉庫の床面積	3.8 m ²	建築確認申請	○済・未済・不要
--------	---------------------------	--------	----------

その他内訳は、別紙納品内訳書のとおり。

(2) 井戸の水質検査事業

井戸の所有者	防災対策用 指定井戸届出の有無	水質検査結果	備 考
埼玉 次郎	○有・無	○適合・不適	
桜 花子	有・○無	○適合・不適	
北野 健	○有・無	適合・○不適	
	有・無	適合・不適	
	有・無	適合・不適	

<記入上の注意点>

- ・新規の井戸で適合になった場合→「様式第4号」及び「指定承諾書」
- ・既に指定している井戸で、2年連続で不適合の場合→「様式第5号」
- ・詳細は、44～45頁を参照

記 入 例

様式第22号（第18条関係）

補助事業収入支出決算書

自主防災組織名 ●◆自主防災会

1 収 入

項 目	金 額	摘 要
運営補助金（交付決定額）	22,000 円	←運営補助金交付決定額を記入
自主防災組織負担金	19,070 円	←(A) + (B) - (a)
育成補助金（交付決定額）	62,200 円	←(a) 育成補助金交付決定額を記入
合 計	103,270 円	←

資機材の購入費用（A）及び井戸の水質検査費用（B）の合計額から育成補助金（交付決定額）（a）を引いた実際の自主防災組織の負担額を記入

2 支 出

項 目	金 額	摘 要
自主防災組織運営費用	22,000 円	←運営補助金交付決定額を記入
資機材の購入費用	63,000 円	←(A) 領収書の合計額を記入
井戸の水質検査費用	18,270 円	←(B) 明細書等の合計額を記入
合 計	103,270 円	←

同 額

【精算払を選択した場合】

記入例

様式第24号(第19条、第20条関係)

自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書

令和●年●月●日

(宛先) さいたま市長

<記入上の注意点>
運営補助金交付確定通知書受領日以降の日付を記入

<記入上の注意点>

代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名 ●◆自主防災会
氏名 埼玉 次郎
代表者(会長)住所 ●区●●1-1
電話番号 *** (**) ****

令和7年度自主防災組織運営補助金又は育成補助金について、精算払により交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1	補助金交付確定額	運営、育成補助金交付確定額の合計を記入	円
	内訳		
	自主防災組織運営補助金交付確定額	運営補助金決定通知書の交付確定額を記入	円
	自主防災組織育成補助金交付確定額	育成補助金決定通知書の交付確定額を記入	円
2	補助金精算払請求額	下記請求額の合計を記入	円
	内訳		
	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織運営補助金請求額	運営補助金の精算払の請求額を記入	円
	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織育成補助金請求額	育成補助金の精算払の請求額を記入	円
	請求する各補助金の欄を <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) し、請求額内訳を記入の上、合算金額を「2 補助金精算払請求額」欄に記載してください。		
3	振込口座	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第6号 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書に記載している口座情報のとおり <input type="checkbox"/> 以下の指定する口座へ振り込み ()	

※さいたま市処理欄

確認日：令和 年 月 日

相手方：

確認者：(職員名)

記 入 例

様式第4号（第4条関係）

防災対策用指定井戸届出書

令和●年●月●日

<記入上の注意点>
代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名 **●◆自主防災会**
 氏 名 **埼玉 次郎**
 代表者（会長）住 所 **●区●●1-1-1**
 電話番号 ***** (***) ******

災害時における生活用水を確保するため、次のとおり井戸を指定したので、届け出ます。

井戸の所在地		さいたま市●区●●3-3-3	
所有者	住 所	さいたま市●区●●3-3-3	
	氏 名	桜 花子	
井戸の設置場所		屋 内	
		屋 外	屋 根 有 ・ 無
井戸の形態		手押ポンプ 電動ポンプ ・ 併 用	
備 考			

見本

防災井戸指定承諾書

令和〇年××月〇〇日

自主防災組織名 **●◆自主防災会**

代表者 **埼玉 次郎** 様

【井戸所有者】

住所 **さいたま市●区●●3-3-3**

氏名 **桜 花子** 印

私が所有している井戸は、災害が発生したときには、防災対策用井戸として供与しますので、防災井戸として指定することを承諾いたします。

井戸の所在地	さいたま市 ●区●●3-3-3
--------	-----------------

記入例

様式第5号（第4条関係）

防災対策用指定井戸取消届出書

令和●年●月●日

<記入上の注意点>
代表者(本人)が自署する場合は押印不要です。
押印をする場合は「代表者の個人印」または「自主防災組織会長の印」を押印
※自主防災組織会長からの申請であるため、「自治会の印」「自治会長の印」「自主防災組織の印」は認められません。

自主防災組織名 **●◆自主防災会**
 氏名 **埼玉 次郎**
 代表者（会長）住所 **●区●●1-1-1**
 電話番号 ***** (***) ******

災害時における生活用水を確保するため、井戸を指定しましたが、次のとおり指定の取消しを届け出ます。

井戸の所在地		さいたま市 ●区●●5-8-6	
所有者	住所	さいたま市 ●区●●5-8-6	
	氏名	見沼 竜太郎	
井戸の設置場所		屋内	
		屋外	屋根 (有)・無
井戸の形態		手押ポンプ ・電動ポンプ・併用	
取消理由		転居に伴い、所有者が変更になるため	
備考			

添付書類

《 資機材写真 》



発動発電機



AED

<注意点1>

- ・名入れがわかるように撮影してください。
- ・複数個購入された場合は、購入した個数がわかる写真を添付してください。

《 領 収 書 》

領 収 書

●◆ 自主防災会 様

令和〇年〇〇月〇〇日

¥63,000—

上記の金額正に領収いたしました

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
さいたま市〇〇区〇〇1-1-1

<注意点2>

- ・組織名が入っている領収書の写しを添付してください。なお、「上様」「会長名」等での領収書は認められません。
- ・領収書は写しで結構です。

《 防災倉庫写真 》

< 注意点 1 >

- ・ 防災倉庫の①正面、②③側面（左右）④背面、⑤開口部の施錠部分、⑥基礎部分の写真
を全て添付してください。



自主防災組織に必要な届出の手引き

1. 自主防災組織の変更（記入例） 2. 自主防災組織の解散（記入例）

- ※1 自主防災組織に関しての変更が生じたときは、「自主防災組織変更届出書」（様式第2号）にて、届け出てください。（各区役所総務課で随時受付）
- ※2 会長に変更があった場合、防災関係書類の通知等については、変更届の受理後、届出のあった新会長宅（変更届出時に通知等の送付先を別にご指定いただいた場合は、その指定送付先）へ送付します。

個人情報の利用目的

提出いただいた届出書（様式第2号・第3号）に記載いただいた個人情報等は、次の目的に利用します。

- 【利用目的】・さいたま市自主防災組織補助金事務
・さいたま市が実施する防災に係る通知、連絡等

個人情報の提供

届出書に記載いただいた個人情報等（自主防災組織名、代表者氏名、住所、連絡先、通知書類等送付先等）は、さいたま市自主防災組織連絡協議会の各種事業（総会・研修会等の案内、役員名簿の作成、通知、依頼及び会費納入手続き等）に使用するため同協議会に提供いたします。

記 入 例

様式第2号（第3条関係）

自主防災組織変更届出書

令和●年●月●日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名 ●◆自主防災会
 代表者（会長）氏名 **常盤 はじめ**
 （新たに代表者になった者）

次のとおり届け出ます。

1 代表者（会長）の変更		
変更年月日	令和●年●月●日	
変更前代表者氏名	埼玉 次郎	
変更後 代表者	ふりがな	ときわ はじめ
	氏名	常盤 はじめ
	住所	◆区▲▲▲4-3-2
	連絡先 （自宅）	*** (***) ****
	連絡先 （自宅以外）	090 (0123) 4567
2 名称変更・代表者の住所等変更（代表者の変更に伴うものを除く。）		
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	
	変更後	
3 通知書類等送付先変更		
変更年月日	年 月 日	
変更内容		

備考 自主防災組織の名称変更の場合は、会則を添付してください。

記入例

様式第3号（第3条関係）

自主防災組織解散届出書

令和●年●月●日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名 **●◆自主防災会**

代表者（会長）氏名 **埼玉 次郎**

自主防災組織を解散しましたので、次のとおり届け出ます。

対象自主防災組織名	●◆自主防災会	
解散年月日	令和●年 ●月 ●日	
代表者（会長）の 氏名・住所	ふりがな	さいたま じろう
	氏名	埼玉 次郎
	住所	●区●●1-1-1
連絡先（自宅）	***（***）****	
連絡先（自宅以外） <右記に○>	（ ） 勤務先・携帯電話・その他（ ）	
解散理由	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自主防災組織と合併したため。 ○ ・自治会組織が無くなったため。 ・その他 （ ） 	

自主防災組織連絡協議会関係

1. 会費納入手続きの流れ
2. さいたま市自主防災組織連絡協議会規約
3. さいたま市自主防災組織連絡協議会
個人情報取扱基準

1 会費納入手続きの流れ

<はじめに>

- (1) さいたま市自主防災組織連絡協議会規約第14条に基づき、さいたま市自主防災組織補助金交付要綱による「運営補助金」、「防災訓練補助金」、「育成補助金」を申請した組織は、年額「2,000円」を会費として納めることになっております。
- (2) 会長変更等により、口座内容が変わった場合には、必ず手続きをすることになります。なお、会長等が変更しても、前年から口座内容に変更がない場合は、手続き不要です。

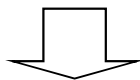
<手続きの流れ>

(1) 6月30日の提出期限まで

「預金口座振替依頼書兼自動振込利用申込書」の記入例に従って、
所定欄の記入・届出印の押捺をして、No. 1～No. 3を提出してください。

※No. 4は自主防災組織側の控えとなります。

*補助金交付申請手続きと一緒に上記書類を各区役所総務課へ提出してください。



(2) 10月～11月

書類に不備（口座名義人相違、届出印相違等）がある場合は、書類を返戻し、再提出の依頼をいたします。

(3) 1月

指定口座より引落しを行います。（1月5日頃を予定）

※残高不足等により引落しが出来なかった場合又は埼玉ネットワークサービスによる口座振替が利用可能な金融機関（74頁）以外の金融機関をご利用の場合は、窓口納付の依頼をいたします。

<注意事項>

- (1) 必ず金融機関の届出印を押印して下さい。
- (2) 必ず指定口座の通帳の写しを、ご提出ください。

必要書類等

〈埼玉ネットワークサービス〉
預金口座振替依頼書兼
自動振込利用申込書

*表紙の記入例を含め
「5枚」1セットです。
(4枚複写式)

記入例

<注意事項> 次の①～⑦について、漏れなく記入・押印してください。
 なお、②⑦は一致していなくても差し支えありません。

【特記事項】
 ・銀行へ届出をした名義と完全に一致させる
 ・職名（会長、代表など）も記入する

口座内容に変更がない場合は提出不要

①	〇〇シ シュホ ウサイソシキ カイチョウ サイタマ タロウ	お届出印	押し直し専用
②	〇〇自主防災組織 会長 埼玉 太郎	③	印

④	ゆうちょ銀行をご利用の場合 種目コード 1 6 6 付帯種目コード 3 0 記号 1 0 0 0 0 番号(右つめでご記入ください) 1 2 3 4 5 6 7 私込先口座番号 00110-4-660196 私込先加入者名 本町システムサービス株式会社		
④	銀行以外の金融機関をご利用の場合 〇〇 銀行 金庫 △△ 支店 預金種目 口座番号 費用 出銀所 (右つめでご記入ください)	コード 金融機関コード 支店コード 1 2 3 4 5 6 7	

【特記事項】
 ・1、3、4枚目の全て押印
 ・銀行への届出印を押印
 ・印鑑間違いが多いので注意！
 ・明瞭に押印

一預金口座振替規定「ゆうちょ銀行を除く」一

- 貴行（金庫・倉庫）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定又は当座規定にかかわらず、預金通帳、利払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を締結するときは、私から貴行（金庫・倉庫）に書簡により届出ます。なお、この届出がいつまでも払戻期にわたり取崩しから請求がない等相当の事由があるときは、とくに承諾をしない限り、貴行（金庫・倉庫）はこの契約を終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について十分に了解が生じても、貴行（金庫・倉庫）の責による場合をのぞき、貴行（金庫・倉庫）には迷惑をかけるません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

⑤	住所 3 3 0 - 1 1 1 1 TEL (048 - 888 - 0000)		
⑥	さいたま市△△区×× 1-2-15		
⑦	〇〇シ シュホ ウサイソシキ カイチョウ サイタマ タロウ		
⑦	〇〇自主防災組織 会長 埼玉 太郎		

(委託者使用欄) 必ずご記入ください

契約者番号	委託者コード	種目コード(振替手数料の付加)	代金等の収納依頼企業名(委託者名)	代金等の種類

【金融機関・ゆうちょ銀行へのお願ひ】

① この預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備な理由に○印をつけて、下記へご連絡ください。
 ② お客様が口座確認にご来店された場合は、預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(4枚つ折り)の2枚目に口座確認印を押印いただき、2枚目の「本町システムサービス利用」・3枚目「収納依頼企業控」・4枚目「お客様控え」はお客様にお戻しください。(ただし、ゆうちょ銀行は除く)
 (ご届出日の3日前に合わせ先)
 〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-307 武蔵野銀行平塚センター内 本町システムサービス株式会社 業務部
 TEL 048-644-8702 (直通)

〈埼玉ネットワークサービス〉

【ご利用いただける金融機関の一覧】

埼玉ネットワークサービスによる口座振替が利用可能な金融機関は下記一覧となります。

銀行				信用金庫			
	金融機関名	金融機関コード	カナ名称		金融機関名	金融機関コード	カナ名称
ア行	足利銀行	0129	アシカガ	ア行	青木信用金庫	1252	アオキシンキン
カ行	きらぼし銀行	0137	キラボシ		青梅信用金庫	1358	オウメシンキン
	群馬銀行	0128	グンマ	カ行	川口信用金庫	1251	カワグチシンキン
サ行	埼玉りそな銀行	0017	サイタマリソナ	サ行	埼玉縣信用金庫	1250	サイタマケンシンキン
	常陽銀行	0130	ジョウヨウ		城北信用金庫	1351	ジョウホクシンキン
タ行	大光銀行	0532	タイコウ		巢鴨信用金庫	1356	スガモシンキン
	千葉銀行	0134	チハ	タ行	瀧野川信用金庫	1352	タキノガワシンキン
	千葉興業銀行	0135	チハコウキョウ		東京信用金庫	1349	トウキョウシンキン
	筑波銀行	0131	ツクバ	ハ行	飯能信用金庫	1253	ハンノウシンキン
	東京スター銀行	0526	トウキョウスター	その他			
	東和銀行	0516	トウワ		金融機関名	金融機関コード	カナ名称
	栃木銀行	0517	トチキ	タ行	中央労働金庫	2963	チュウオウロウキン
ハ行	八十二銀行	0143	ハチジユウニ	ヤ行	ゆうちょ銀行	9900	ユウチヨ
	東日本銀行	0525	ヒガシニツホン	その他	埼玉県内の農協	「別表」参照	
マ行	みずほ銀行	0001	ミスホ	※横浜銀行は「委託者の都合による振替停止」事務のお取扱いが出来ませんので、ご注意ください。			
	三井住友銀行	0009	ミツイスミトモ				
	三井住友信託銀行	0294	ミツイスミトモシタク				
	三菱UFJ銀行	0005	ミツビシユ-エフジエイ				
	武蔵野銀行	0133	ムサシノ				
ヤ行	横浜銀行 ※	0138	ヨコハマ				
ラ行	りそな銀行	0010	リソナ				

【印鑑レス口座をお持ちのお客様について】

印鑑レス口座により口座振替を行う場合、お取引の金融機関によって別途お手続きが必要となる場合がございます。
お取引金融機関へご照会頂いた後、ご利用ください。

「別表」(埼玉県内の農業協同組合(略称:農協)の一覧)

	金融機関名	金融機関コード	カナ名称		金融機関名	金融機関コード	カナ名称
ア行	あさか野農協	4730	アサカノウキョウ	サ行	埼玉県信用農業協同組合連合会	3011	サイタマケンシンケン
	いるま野農協	4735	イルマノウキョウ				
カ行	くまがや農協	4808	クマガヤノウキョウ	タ行	ちちぶ農協	4792	チチブノウキョウ
	越谷市農協	4847	コシガヤシノウキョウ	ナ行	南彩農協	4848	ナンサイノウキョウ
サ行	さいかつ農協	4864	サイカツノウキョウ	ハ行	花園農協	4823	ハナヅノウキョウ
	さいたま農協	4682	サイタマノウキョウ		ふかや農協	4874	フカヤノウキョウ
	埼玉岡部農協	4820	サイタマオカベノウキョウ		ほくさい農協	4828	ホクサイノウキョウ
	埼玉中央農協	4780	サイタマチュウオウノウキョウ	(収納代行会社) ぶぎんシステムサービス株式会社 TEL 048-644-8702(直通番号)			
	埼玉ひびきの農協	4802	サイタマヒビキノウキョウ				
	埼玉みずほ農協	4859	サイタマミスホノウキョウ				

さいたま市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、さいたま市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織の結成促進・育成強化を推進し、防災体制の万全を期することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、市に届出を行った単位自主防災組織（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 20名（会長、副会長を含む。）
- (4) 監 事 3名

(役員を選出)

第6条 理事は、各区からそれぞれ2名を選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 3 監事は、理事以外の会員から理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会規約に定めるもののほか、運営に関する重要事項を審議する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、その始期は、4月1日とする。ただし、理事については、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回開催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、理事会の同意を得て臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他、理事会において必要と認めたこと。

4 総会は、会員の半数以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、議決に加わることができない。

(理事会)

第11条 協議会に会長、副会長及び理事で構成する理事会を置く。

2 理事会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会で審議する案件に関すること。

(2) その他、協議会の運営上必要なこと。

4 理事会は、理事の半数以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、議決に加わることができない。

(会長の専決処分)

第12条 会長において理事会を招集する暇がないとき、又は緊急を要した場合は、会長は、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により議決すべき事項を会長が専決処分した場合は、会長は、次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(経費)

第13条 協議会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は、年額2,000円とし、毎年指定された期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、さいたま市自主防災組織補助金交付要綱による運営補助金、防災訓練補助金及び育成補助金の申請をしない会員からは、当該年度の会費を徴収しないものとする。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この規約に規定するもののほか、協議会の運営上必要な事項は理事会で定める。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、総務局危機管理部防災課内に置く。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年4月30日までに合併前の浦和市自主防災組織育成補助金交付要綱（昭和59年4月1日制定）若しくは大宮市自防災組織育成補助金交付要綱（昭和63年告示第217号）の規定により届出のあった自主防災組織又は合併前の与野市自主防災組織育成事業助成金交付要綱（平成9年4月1日制定）により助成金の交付を受けた自主防災組織は、この規約の規定により市に届出を行った単位自主防災組織とみなす。

3 平成17年3月31日までに合併前の岩槻市自主防災組織補助金交付要綱（平成8年4月1日）の規定により届出のあった自主防災組織は、この規約の規定により市に届出を行った単位自主防災組織とみなす。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年12月17日から施行する。

さいたま市自主防災組織連絡協議会 個人情報取扱基準

制定 平成30年3月16日

(目的)

第1条 この取扱基準は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自主防災組織連絡協議会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、自主防災組織補助金マニュアル等により、毎年1回は単位自主防災組織に周知する。

(管理者)

第4条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における個人情報の管理者は、事務局長とする。

(取扱者)

第5条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における個人情報の取扱者は、事務局職員とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、さいたま市長に依頼することにより、個人情報等を取得する。

2 本会がさいたま市長から取得する個人情報等は、自主防災組織名、氏名、住所、連絡先、通知書類の送付先、結成年月日、解散年月日及び解散理由（以下「本人個人情報等」という）とする。

3 本会が配付するさいたま市自主防災組織連絡協議会役員名簿に記載する個人情報は、区域、自主防災組織名、氏名等で会員が合意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、さいたま市自主防災組織連絡協議会及び理事会の運営・活動に係る各号に掲げる事項に際して利用する。

(1) 会員名簿の作成及び理事会名簿の作成

(2) 連絡、通知、依頼、資料作成、表彰及び会費の徴収等

(管理)

第9条 個人情報は、事務局が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝え、同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要がある場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第 29 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 30 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。ただし、当該個人情報の提供が、法第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(開示)

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき取得した本人個人情報等について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から本人個人情報等の開示について請求があったとき、法第 33 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき取得した本人個人情報等について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における、開示請求及び苦情相談窓口は、管理者とする。

(附則)

この規約は、平成 30 年 3 月 16 日から施行します。

(附則)

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

要綱・規則

1. さいたま市自主防災組織補助金交付要綱
2. さいたま市補助金等交付規則

○さいたま市自主防災組織補助金交付要綱

平成19年6月15日

告示第635号

改正 平成20年5月28日告示第576号

平成26年3月25日告示第437号

平成26年8月1日告示第1144号

平成31年3月29日告示第556号

令和3年3月31日告示第580号

令和3年4月30日告示第777号

令和5年3月31日告示第605号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、育成強化するため、市内の自主防災組織に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 1の自治会又は隣接する2以上の自治会を単位として、市民が自主的に地域の防災活動を行い、防災対策を確立するために組織する団体をいう。
- (2) 防災対策用指定井戸 災害時において、地域の住民に生活用水として提供することを目的とし、定期的な水質検査により水質が維持される井戸であって、自主防災組織が指定したものをいう。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(自主防災組織の届出)

第3条 自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書(様式第1号)を市長に届け出るものとする。

2 自主防災組織は、前項に規定する自主防災組織結成届出書の記載事項に変更が生じたときは、自主防災組織変更届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

3 自主防災組織が解散したときは、自主防災組織解散届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(防災対策用指定井戸の届出)

第4条 自主防災組織は、防災対策用指定井戸を指定したときは、あらかじめ当該井戸について水質検査を行ったうえで、防災対策用指定井戸届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 水質検査成績書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 指定についての所有者の承諾書

2 自主防災組織は、防災対策用指定井戸の水質を維持するため、水質検査を各年度1回以上行わなければならない。

3 自主防災組織が前項の水質検査を行わなかったときは、当該年度の水質検査の結果を不適として扱うものとする。

4 自主防災組織は、前2項の水質検査の結果が2年度連続で不適となったときは、防災対策用指定井戸の指定を取り消し、防災対策用指定井戸取消届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項に規定する水質検査の基準は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(補助金の種類等)

第5条 補助金は、自主防災組織運営補助金（以下「運営補助金」という。）、自主防災組織防災訓練補助金（以下「防災訓練補助金」という。）及び自主防災組織育成補助金（以下「育成補助金」という。）とし、自主防災組織に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織には、補助金を交付しない。

(1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がある自主防災組織

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

(運営補助金の交付額及び交付回数)

第6条 運営補助金の額は、次に定める組織割の額及び世帯割の額を合算して得た額とし、各年度1回交付する。

(1) 組織割 20,000円

(2) 世帯割 自主防災組織を構成する自治会の世帯数（当該年度の4月1日における世帯数として市に届け出たものをいう。）に10円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において結成された自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に結成した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額を交付する。ただし、7月1日以後に結成された自主防災組織に対しては、当該年度の運営補助金は交付しない。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中において解散した自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に解散した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額の返還を命じるものとする。ただし、1月1日以

後に解散した自主防災組織については、この限りでない。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(運営補助金の交付申請)

第7条 運営補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、年度の事業計画を定め、自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書(様式第6号。以下「運営補助金申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第7号)
- (2) 補助事業収入支出予算書(様式第8号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(運営補助金の交付決定)

第8条 市長は、運営補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、運営補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織運営補助金決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(運営補助金事業の廃止の承認)

第9条 自主防災組織は、前条の規定による通知を受けた後に、解散しようとするとき又は自主防災組織の活動の全てを中止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、承認したときは、自主防災組織運営補助金事業廃止承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付額及び交付回数)

第10条 防災訓練補助金は、次の各号に定める防災訓練を行った場合に、それぞれ年度1回を限度として交付するものとし、その額は、行った防災訓練に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 自主防災組織が参加した避難所運営訓練、市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練又は自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練 1万円
- (2) 自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用したもの 1万円
- (3) 自主防災組織が企画した訓練であって、地区防災計画に基づくもの 1万円

2 前項の規定にかかわらず、講演会、講習会又は法令により実施を義務付けられた訓練は、防災訓練補助金の交付対象としない。

(一部改正〔平成31年告示556号・令和3年告示777号〕)

(防災訓練補助金の交付申請)

第11条 防災訓練補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ防災訓練補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、必要な資料を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練終了後、速やかに自主防災組織防災訓練補助金交付申請書(様式第12号。以下「防災訓練補助金申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付方法)

第12条 市長は、防災訓練補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、

防災訓練補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織防災訓練補助金決定通知書（様式第13号）により申請者に通知し、防災訓練補助金を交付するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の交付額）

第13条 育成補助金の額は、次に定める資機材割の額及び水質検査割の額を合算して得た額から100円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 資機材割 防災対策用の資機材として別に定める資機材の購入に要する費用の4分の3以内の額で市長が定める額
- (2) 水質検査割 防災対策用指定井戸ごとに要した水質検査（第4条第1項又は第2項に規定する水質検査で、各年度1箇所につき1回の検査に限る。）の費用で、次に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額
 - ア 6,668円以上 当該水質検査に要した額の4分の3以内の額で市長が定める額
 - イ 5,000円以上6,668円未満 5,000円
 - ウ 5,000円未満 当該水質検査に要した額

（育成補助金の交付申請）

第14条 育成補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ育成補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、自主防災組織育成補助金交付申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業収入支出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の交付決定）

第15条 市長は、自主防災組織育成補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、育成補助金の交付の可否及び額を決定し、自主防災組織育成補助金決定通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の変更の申請）

第16条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、自主防災組織育成補助金変更申請書（様式第16号。以下「変更申請書」という。）に変更内容を記載して、市長に提出しなければならない。ただし、購入する資機材の種類の変更又は補助金額の増額を伴う変更は、これを行うことができない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金額が前条の規定により決定した額と比べて減額となる場合においては、補助金額の変更について決定し、自主防災組織育成補助金変更通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号〕）

（育成補助金事業の廃止の承認）

第17条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の全てを廃止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、補助事業の廃止を承認したときは、自主防災組織育成補助金事業廃止承認通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（運営補助金又は育成補助金の実績報告）

第18条 第8条又は第15条若しくは第16条第2項の規定により、運営補助金又は育成補助

金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後、自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書（様式第20号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第21号）
- (2) 補助事業収入支出決算書（様式第22号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（運営補助金の補助額の確定等）

第19条 市長は、申請者から前条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業

（運営補助金に係る事業に限る。）の結果が運営補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき運営補助金の額を確定し、自主防災組織運営補助金交付確定通知書（様式第23号）により、当該申請者に通知する。

2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書（様式第24号）により、運営補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に運営補助金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、自主防災組織の運営のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に運営補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による運営補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の補助額の確定等）

第20条 市長は、申請者から第18条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業（育成補助金に係る事業に限る。）の結果が育成補助金の交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき育成補助金の額を確定し、自主防災組織育成補助金交付確定通知書（様式第26号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書により、育成補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に育成補助金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の達成のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に育成補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による育成補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示576号・26年437号・31年556号〕）

（検査又は報告）

第21条 市長は、補助金を交付した自主防災組織に対して、必要と認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

（一部改正〔平成26年告示437号〕）

（交付決定の取消等）

第22条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第19条第4項又は第20条第4項の規定に基づき概算払により交付した補助金の額が、第19条第1項又は第20条第1項の規定により確定した補助金の額を超えるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、自主防災組織が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定の全部又は一部を取り消したときは、自主防災組織補助金交付決定取消等通知書（様式第27号）により、自主防災組織に対し通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（財産の処分の制限）

第23条 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材を、市長の承認を得ないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、自主防災組織が当該資機材に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該資機材の耐用年数を勘案して市長が指定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（関係書類の整備）

第24条 自主防災組織は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材の保管状況を記載した一覧を整備し、当該資機材を取得した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

ればならない。

(追加〔平成26年告示437号〕) (一部改正〔31年556号〕)

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成26年告示437号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱の廃止)

2 さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱(平成13年さいたま市告示第82号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前のさいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により届出のあった自主防災組織(旧要綱附則第2項又は第4項の規定によりみなされるものを含む。)は、この告示の規定により届出のあった自主防災組織とみなす。

4 施行日の前日までに、旧要綱の規定により届出のあった防災対策用指定井戸(旧要綱附則第3項の規定によりみなされるものを含む。)は、この告示の規定により届出のあった防災対策用指定井戸とみなす。

5 前2項に掲げるもののほか、施行日の前日までに旧要綱の規定によりなされた手続は、この告示の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則(平成20年5月28日告示第576号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱第16条及び様式第16号から様式第18号までの規定は、平成20年度以後の補助事業について適用し、平成19年度の補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日告示第437号）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月1日告示第1144号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱様式第15号及び様式第23号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示556号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示580号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日告示777号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、補助金の申請（この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第7条の規定による申請をいう。）の日において地区防災計画を策定していない自主防災組織に対する補助金の交付については、改正後の要綱第10条第1項、様式第6号及び様式第12号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一部改正〔令和5年告示605号〕）

附 則（令和5年3月31日告示605号）

この告示は、公布の日から施行する。

○さいたま市補助金等交付規則

平成13年5月1日

規則第59号

改正 平成17年3月30日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、法令その他特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、負担金、交付金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者は、法令、条例、規則その他の定め及びこれらの規定に基づく市長の命令並びに補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(補助金等の交付)

第4条 市長は、この規則の定めるところにより毎会計年度予算の範囲において補助金等を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 補助事業等の目的

- (3) 補助事業等の当該年度の事業計画及び収入支出の予算
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその積算の基礎
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、次に掲げる事項を記載した決定通知書を交付するものとする。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容
- (2) 補助金等の交付の条件

2 市長は、補助金等の交付をしないことに決定したときは、速やかに当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において

て、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が指定する期日までに当該申請を取り下げることができる。

- 2 前条の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に通知し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による承認をしたとき又は前項の規定による報告があったときは、補助金等の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行の状況を報告させることができる。

(補助事業等の遂行の命令)

第13条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに、補助事業等の成果を記載した報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収入支出の決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付した場合の補助金等については、前項の規定による報告は要しないものとする。

(額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の報告書の提出があった場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付時期等)

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等の請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、補助事業等の当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が指定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、市長が指定する期間保存しておかなければならない。

(調査等)

第22条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市補助金等交付規則（平成10年浦和市規則第24号）、大宮市補助金等交付規則（平成9年大宮市規則第28号）又は与野市補助金等の交付に関する規則（平成5年与野市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市補助金等交付規則（平成10年岩槻市規則第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年規則82号〕)

附 則（平成17年3月30日規則第82号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。